こ 成 保 第 206 号
令 和 6 年 3 月 29 日
【第1 次改正】こ 成 保 第 230 号
令 和 6 年 4 月 10日
【第２次改正】こ 成 保 第 317 号
令和８ 年４ 月２日

各 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長
殿

こども家庭庁成育局長

認可外保育施設に対する指導監督の実施について

認可外保育施設に対する指導監督については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条に基づくものであるところ、今般、別紙のとおり「認可外保育施設指導監督の指針」及び「指導監督基準」を策定したので、都道府県等におかれては引き続き適切な指導監督が図られるようお願いする。

この通知は、令和６年４月１日から施行する。これに伴い、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13 年３月29 日雇児発第177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22 年法律第67 号）第245 条の4 第1 項に規定する技術的な助言に当たるものである。

〔別紙〕 認可外保育施設指導監督の指針

第１ 総則

１ この指針の目的及び趣旨

この指針は、児童福祉法（昭和22 年法律第164 号。以下「法」という。）等に基づき、認可外保育施設について、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令等を行う際の手順、留意点等を定めるものであること。

なお、本指針は、児童の安全確保等の観点から、劣悪な施設を排除するためのものであり、別添の認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）を満たす認可外保育施設についても児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第63 号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26 年厚生労働省令第61 号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）を満たすことが望ましいものであること。

２ この指針の対象となる施設

この指針の対象となる施設は、法第６条の３第９項から第12 項までに規定する業務又は第39 条第１項に規定する業務を目的とする施設であって法第34 条の15 第２項若しくは第35 条第４項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18 年法律第77 号。以下「認定こども園法」という。）第17 条第１項の認可を受けていないものをいい、法第58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22 条第１項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設を含むものであり、法第59 条の２により届出が義務づけられている施設に限られるものでないこと。（法第 59 条第１項参照）

（留意事項１）幼稚園が行う預かり保育の取扱い

幼稚園が、在園児に対し、教育課程に係る教育時間の終了後に幼稚園教育要領に基づき教育活動を行う活動について、法第６条の３第７項に基づく一時預かり事業を実施している場合については、法等に則り適正に実施されることが求められる。

また、認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設に対する指導監督については、法等に則り適正に実施されることが求められるが、従来、幼稚園所管部局が当該幼稚園に対する指導の一環として行っていたという実態及び経緯に鑑み、幼稚園所管部局と情報交換を行う等の連携を図ること。

（留意事項２）教育を目的とする施設の取扱い

学校教育法（昭和22 年法律第26 号）に規定する幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び各種学校以外の幼児教育を目的とする施設（法第６条の３第 11 項の業務を目的とする施設を除く。）については、乳幼児が保育されている実態がある場合は、法の対象となる。なお、乳幼児が保育されている実態があるか否かについては、当該施設のプログラムの内容、活動の頻度、サービス提供時間の長さ、対象となる乳幼児の年齢等その運営状況に応じ、判断すべきであるが、少なくとも１日４時間以上、週５日、年間39 週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられる。

（留意事項３）法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設の取扱い

法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設の取扱いについては、保育を必要とする乳幼児の居宅で保育を行う事業形態の特殊性にかんがみ、他の事業類型と比較して、より短時間の預かりサービスも含め、本指針の対象となる。

３ 指導監督の事項及び方法

(1) 指導監督の事項

指導監督は、指導監督基準に基づき、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、行うものであること。ただし、法第６条の３第９項に規定する業務を目的とする施設、同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（１日に保育する乳幼児の数が５人以下のものに限る。）及び法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設であって、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が別に基準を定めている場合は、指導監督基準の一部を適用しないことができること。

また、指導監督は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成 17 年 1 月 21 日付け雇児発第 0121002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき効果的・効率的に行うこと。

（留意事項４）認可外保育施設については、法の他、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの法令の遵守も別途、求められていることにも留意すること。

(2) 指導監督の方法

指導監督は、第２から第６までに定めるところに従って、行うものであること。

４ 認可外保育施設の把握

(1) 認可外保育施設の把握

認可外保育施設については、届出の提出を待つだけでなく、管内市区町村の協力を得て、その速やかな把握に努めること。また、消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を職務上把握し得る部局との連携や地域の児童委員を活用することも、その把握のために有効であること。

（留意事項５）市区町村との協力の例

・届出、定期報告の受付、内容確認の依頼
・市区町村が助成している認可外保育施設の指導監督の状況についての都道府県への情報提供
・市区町村に認可外保育施設から、子ども・子育て支援法第30 条の11 第１項に基づく確認の相談等があった場合の必要に応じた都道府県への情報提供

(参照条文)

・都道府県知事は、第59 条、第59 条の２及び前条に規定する事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。（法第 59 条の２の６）
・市町村長は、第 30 条の 11 第１項及び第 58 条の８から第 58 条の 10 までに規定す

る事務の執行及び権限の行使に関し、都道府県知事に対し、必要な協力を求めることができる。（子ども・子育て支援法第58 条の12）

（留意事項６）消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を把握し得る部局等との連携の趣旨

都道府県、保健所を設置する市及び特別区においては、食品衛生法第30 条第１項に規定する食品衛生監視員が置かれており、同監視員は、同法第28 条第１項に基づき、不特定又は多数の者に食品を供与する施設（認可外保育施設を含む。）の関係者からの必要な報告の徴収及び施設への立入検査の権限が与えられており、また、消防機関も、消防法第４条に基づき、関係者（認可外保育施設の関係者を含む。）に対する資料の提出命令、報告の徴収、施設への立入検査及び関係者への質問の権限が与えられている。

これらの機関との連携を図ることは、効果的な指導監督の実施の観点から有効であること。

(2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導

認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合や、設置について情報を得た場合には、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、法等関係法令及び指導監督基準の遵守を求めること。また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、法令に定める届出を行うよう指導すること。

様式１、様式１－２及び様式２参照

（留意事項７）届出制の意義

行政が認可外保育施設の把握を効率的に行い、指導監督の徹底を図るとともに、利用者に施設の情報を適正に伝え、利用者の適切な施設選択を担保することで、利用者の施設選択を通じた悪質な認可外保育施設の排除を図る。

（留意事項８）届出対象施設

届出の対象となる認可外保育施設は、法第６条の３第９項から第12 項までに規定する業務又は第39 条第１項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とする施設その他の内閣府令で定めるものを除く。）であって法第34 条の15 第２項若しくは第 35 条第４項の認可又は認定こども園法第 17 条第１項の認可を受けていないもの（法第58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第１項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）とする。（法第59 条の２第１項参照）

届出対象施設は法第59 条の都道府県知事等による指導監督の対象であることに加え、法第 59 条の２から第 59 条の２の５により都道府県知事等への設置届出、変更届出、毎年の定期報告、利用者への説明、保育内容等の掲示及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供すること、並びに利用者への書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の交付が義

務づけられている。

なお、公立の認可外保育施設も届出対象であり、都道府県知事等に対して届出を行うものとする。この場合、当該施設に対する指導監督は都道府県と市区町村が協議の上、効果的・効率的な方法で実施すること。

また、以下の施設（ただし、子ども・子育て支援法第59 条の２に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）は届出の対象外とされているが、これらの施設についても法第 59 条の指導監督の対象であることは言うまでもない（児童福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）第49 条の２）。

① 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。

（その旨が約款やパンフレット等の書面等により確認できない場合には届出が必要であり、また約款等により記載されているが、実態として次に掲げる乳幼児以外の乳幼児が保育されている場合は言うまでもなく届出対象となる。）

ア 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあっては、当該顧客の監護する乳幼児。

（例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。）

イ 親族間の預かり合い（設置者の四親等内の親族を対象）

ウ 設置者の親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児

（例：利用乳幼児の保護者と親しい友人や隣人等。この場合であっても、広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象に業として保育を行っている者が、たまたま親しい知人や隣人の子どもを預かる場合は届出の対象となる。）

② 半年を限度として臨時に設置される施設（例：イベント付置施設等）

③ 認定こども園法第３条第３項に規定する連携施設（幼稚園型認定こども園）を構成する保育機能施設（注：幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（上記施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など在園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出の対象となる。）

（留意事項９）届出事項（施行規則第49 条の３）

① 法第59 条の２第１項に規定する全ての施設の設置者において届出が必要な事項

・施設の名称及び所在地（法第６条の３第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、主たる事業所の名称及び所在地）
・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
・建物その他の設備の規模及び構造
・事業を開始した年月日
・施設の管理者の氏名及び住所
・開所している時間
・提供するサービスの内容（サービスの内容の例：月極保育、一時保育、24 時間保

育等）
・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項（利用料のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金についても届出が必要。）
・届出年月日の前日において保育している乳幼児の人数（一時預かりの乳幼児も含む。）
・利用定員
・届出年月日の前日において保育に従事している保育士（児童福祉法第 18 条の 27 第１項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 29 号。以下「改正法」という。）附則第 12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第 12 条の５第３項に規定する事業実施区域であった区域内にある施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第 15 条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第 12 条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）その他の職員の配置数（当該施設の保育士その他の職員のそれぞれの１日の勤務延べ時間数を８で除して得た数をいう。以下同じ。）及び勤務の体制
・保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額（加入の有無、加入している保険の種類（損害賠償保険・傷害保険・その他）、契約期間、給付対象、補償上限額）
・提携する医療機関の名称、所在地、提携内容
・施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

② 法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設の設置者、１日に保育する乳幼児の数が５人以下である施設（上記留意事項８の各項目に掲げるものを除く。）の設置者において届出が必要な事項
・設置者及び職員に対する研修の受講状況

③ こどもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する設置者において届出が必要な事項
・こどもの預かりサービスのマッチングサイトのURL

（施行規則第49 条の３第10 号参照）

(3)　届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置

届出対象施設であるが、開設後１か月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合には、文書（電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により期限を付して届出を行うよう求めること。期限が過ぎても届出がない場合には、非訟事件手続法に基づき、過料事件の手続きを行うこと。

また、届け出た事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合についても同様であること。

様式３及び様式４参照

（参照条文）法第62 条の５

第 59 条の２第１項又は第２項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50 万円以下の過料に処する。

（留意事項10）過料事件の手続

過料事件の手続きについては、非訟事件手続法第119 条～第122 条による。

管轄となる、過料に処せられる者の住所地の地方裁判所に過料の対象となることを都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が通知することとなる。

(4)　市区町村に対する届出事項の通知

認可外保育施設から届出があったとき又は届出事項に変更があったとき又は当該施設が休廃止した場合は、当該届出に係る事項を、当該施設の所在地の市区町村長に速やかに通知すること。（法第59 条の２第３項参照）

第２ 通常の指導監督

１ 通則

通常の指導監督は、報告徴収及び立入調査により行うこと。

指導監督に当たっては、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を明らかにし、関係者の理解及び協力が得られるよう努めることを旨とするが、保育内容、保育環境等に問題があると認められる又は推定されるにもかかわらず、関係者の理解、協力等が得られない場合には、法に基づき厳正に対処すること。

２ 報告徴収

(1)　運営状況報告の対象

全ての認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、運営状況の報告を、年１回以上、文書により、回答期限を付して求めること。その際、次のような場合にも報告するよう併せて指示すること。

様式５、様式５－２参照

①　事故等が生じた場合の報告（臨時の報告）

当該施設の管理下において、重大な事故が生じた場合は、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和８年３月 30 日こ成安第 45 号通知）に基づき、速やかに報告させること。

様式６参照

また、食中毒事案等が生じた場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17 年２月22 日付け健発0222002 号・薬食発第0222001 号・雇児発0222001 号・社援発第0222002 号・老発0222001 号通知）に準じて、都道府県等に報告させること。併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じさせること。

② 長期滞在児がいる場合の報告（長期滞在児の報告）

当該施設に、24 時間かつ週のうちおおむね５日程度以上入所している児童がいる場

合は、当該児童の氏名、住所及び家庭の状況等を速やかに報告させること。

様式７参照

③ 届出事項に変更が生じた場合の報告

届出対象施設については、設置後届け出た事項のうち、省令で定める事項に変更を生じた場合は、変更後１か月以内に報告させること。（法第59 条の２第２項参照）

様式８参照

④ 事業を廃止し、又は休止した場合の報告

届出対象施設については、当該施設を廃止し、又は、休止した場合は、廃止又は休止の日から１か月以内に報告させること。（法第59 条の２第２項参照）

様式９参照

（留意事項11）運営状況報告を徴収することの意義

届出対象施設については、法第 59 条の２の５第１項において、都道府県に対し定期報告を行うことを義務づけられているが、届出対象施設以外の施設についても法第 59 条により、必要と認める事項の報告を求めることができるものであり、認可外保育施設の指導監督を行うにあたって、施設の状況を把握しておくことが必要であることから運営状況報告を徴収するものである。

（留意事項12）長期滞在児がいるとの報告を受けた場合等の取扱い

認可外保育施設に 24 時間かつ週のうちおおむね５日程度以上入所している児童がいるとの報告を受けた場合、報告がなくともその事実が判明した場合若しくはその疑いが強い場合又は当該認可外保育施設に対して事業停止命令若しくは施設閉鎖命令を行う場合等においては、必要に応じて、児童相談所、福祉事務所、児童家庭支援センター、児童委員等の協力を求め、児童及びその家庭の状況等について必要な調査を行い、必要な福祉の措置を講ずること。この場合、他施設への入所措置等について保護者の理解が得られない場合等であっても、継続的に必要な助言又は指導を行っていくこと。

なお、関連施策は、以下のとおりであること。

・里親委託、乳児院、児童養護施設等への入所措置（法第27 条）
・母子生活支援施設等での母子保護の実施（法第23 条）
・保育所(夜間保育所、長時間延長保育実施保育所等)での保育の実施（法第24 条）又は認定こども園における教育・保育の提供
・ベビーホテル問題に対応するための乳児院の活用（平成13 年３月29 日雇児発第178 号雇用均等・児童家庭局長通知）
・子育て短期支援事業の活用（法第６条の３第３項）

（留意事項13）届出事項のうち、変更が生じた場合に報告をしなければならない事項（施行規則第49 条の４）

・施設の名称及び所在地（法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設については、主たる事業所の名称及び所在地）
・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
・建物その他の設備の規模及び構造

・施設の管理者の氏名及び住所
・施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

（留意事項14）定期報告事項（施行規則第49 条の７）

① 報告が必要な事項

ア 法第 59 条の２第１項に規定する全ての施設の設置者において報告が必要な事項

・施設の名称及び所在地（法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設の設置者については、主たる事業所の名称及び所在地）
・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
・建物その他の設備の規模及び構造
・施設の管理者の氏名及び住所
・開所している時間
・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
・報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数
・利用定員
・報告年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制
・保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
・その他施設の管理及び運営に関する事項
・施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

イ 法第６条の３第９項に規定する業務を目的とする施設、同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（１日に保育する乳幼児の数が５人以下のものに限る。）及び法第６条の３第 11 項に規定する業務を目的とする施設の設置者において報告が必要な事項

・設置者及び職員に対する研修の受講状況

ウ こどもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する設置者において届出が必要な事項

・こどもの預かりサービスのマッチングサイトのURL

（施行規則第49 条の７第14 号参照）

② 研修の受講

法第６条の３第９項に規定する業務を目的とする施設、同条第12 項に規定する業務を目的とする施設（１日に保育する乳幼児の数が５人以下のものに限る。）及び法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設の保育に従事する者（保育士又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）を除く。）については、研修受講が義務となっている。当該研修の内容等については、「「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する

研修について」（令和３年３月31 日付け子発0331 第５号厚生労働省子ども家庭局長通知）を参照すること。

⑵　運営状況報告がない場合の取扱い

⑴による報告がない場合については、文書により期限を付して求めること。

⑶　特別の報告徴収の対象

当初の届出事項からの変更が認められる場合、運営状況報告の内容に疑義がある場合、臨時の報告又は長期滞在児の報告はないがその事実が判明又は強く疑われる場合、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等が行政庁に寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合には、随時、特別に報告 を求めること。

なお、この際には、必要に応じて３⑴②の特別立入調査の実施を考慮すること。

３　立入調査

⑴　立入調査の対象

①　通常の立入調査の対象

届出対象施設については、年１回以上行うことを原則とすること。

また、法第６条の３第９項に規定する業務を目的とする施設又は同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（１日に保育する乳幼児の数が５人以下のものに限る。）に対する立入調査についても、年１回以上行うことを原則とする。これが困難である都道府県等においては、立入調査に代えて、当該施設の長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年１回以上行うこともやむを得ないこと。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなど、都道府県等が必要と判断する場合には、当該施設に立入調査を行うこと。

法第６条の３第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、立入調査に代えて、施設の設置者若しくは管理者（以下「事業所長」という。）又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導を年１回以上行うこと。ただし、苦情等の内容が深刻であるとき若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなど、都道府県等が必要と判断する場合には、立入調査を行うこと。

これらの施設について、定期的な立入調査の実施が難しい場合は、巡回支援指導員等が訪問する、又は市区町村の協力を得て当該施設に訪問するなどして状況を確認すること。

また、届出対象外施設についても、できる限り立入調査を行うよう努力すること。

（留意事項15）認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い

認可外保育施設が多数存在し、届出対象施設に対して年１回以上の立入調査を当面行うことができない都道府県等にあっては、例えば、前回の立入調査の結果や、立入調査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させその内容等を考慮するなどして、対象施設を絞って重点的に指導監督を行うこともやむを得ない

こと。
　また、立入調査を行う場合であっても、前年の立入調査において、適正な運営がされており指導監督基準を満たしていた施設については、次年度において、一部の項目は書面等による確認のみ行うなど、項目を絞って実施することもやむを得ないこと。さらに、相当の長期間経営されている認可外保育施設であって児童の処遇をはじめその運営が優良であるものについては、運営状況報告の徴収は毎年度としつつ立入調査は隔年とする等の取扱いも不適当ではないこと。しかしながら、これらの場合にあっても、ベビーホテルについては、必ず、年１回以上の立入調査を行うこと。

（留意事項16）ベビーホテルとは、認可外保育施設のうち、次のいずれかを常時運営しているものであること（法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設を除く。）。ただし、ウの「一時預かり」については、都道府県等が確認できた日に おける利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合であること。ア 夜８時以降の保育
イ 宿泊を伴う保育
ウ 一時預かり

② 特別立入調査の対象
　死亡事故等の重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ。）又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等であって、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められるときには、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、特別に立入調査を実施すること。

③ 事務所への立入調査
　認可外保育施設への立入調査だけでは、運営状況等が十分に把握できない場合は、当該施設の設置者等の事務所に対して立入調査を実施し、必要な報告徴収をすること。（法第59 条第１項参照）

（留意事項17）事務所に対する立入調査の意義
　立入調査については、認可外保育施設への立ち入り及び設置者、施設長（法第６条の３第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。以下同じ。）や保育従事者への聴取を基本とするが、施設側に施設の運営状況等を把握するうえで必要な報告や書類の提出を求めてもこれらがなされない場合や設置者等が質問に対して明確な応答ができない場合においては事務所への立入調査や報告徴収を検討すること。
　また、立入調査については、施設の運営状況等を把握する他、死亡事故等の重大事故を防止するためにも重要であるという視点から実施すること。
（参照条文）法第61 条の５及び第62 条
第61 条の５　（略）
② 正当な理由がないのに、第 29 条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に

関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、50 万円以下の罰金に処する。

第62 条 （略）

② 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一～五 （略）

六 正当な理由がないのに、第 59 条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

⑵ 立入調査の手順

① 実施計画の策定

立入調査の実施計画は、届出対象施設であるか否かにかかわらず、問題を有すると考えられる施設について重点的に指導ができるように配慮して策定すること。また、策定に当たっては、必要に応じて、消防部局、衛生部局等と施設リストや既実施の立入調査結果の情報交換を行う等の連携を図ることが望ましいこと。

（留意事項18）行政情報の提供について

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第８条第２項においては、他の部局や他の行政機関に対し、業務の遂行に必要な限度において、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し又は提供することが認められており、この趣旨を踏まえれば、法人情報についても所掌事務の遂行に必要な限度で、他の部局や他の行政機関との間で、認可外保育施設に関する行政情報を交換することは差し支えないと考えられること。

（留意事項19）以下のいずれかに該当する施設は、「問題を有すると考えられる施設」に該当すると考えられること。

・著しく保育従事者数が少ないもの、又は著しく有資格者数が少ないもの
・著しく施設が狭隘なもの
・連続して改善指導を行っているにもかかわらず改善されないもの
・著しく低料金又は利用者から苦情や相談が寄せられており不適切な処遇が窺われるもの
・管理者や保育従事者が都道府県等が開催する研修会等へ参加していないもの
・通常の報告の徴収の指示に対して回答がないもの又は報告内容が空疎なもの
・事実発生に関わらず、臨時の報告又は長期滞在児の報告を怠っているもの
・設置後の届出義務、設置者の氏名等の掲示及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供する義務、利用者に対する書面等交付義務等法令に定める義務の履行を怠っているもの

② 立入調査の指導監督班の編成等

立入調査の指導監督班は、関係法令等に係る十分な知識と経験を有する者２名以上で編成すること。ただし、やむを得ない場合は、知識と経験を有する者を含む２

名以上で編成すること。
　また、児童の処遇面で問題を有すると考えられる場合は、保育士、児童福祉司、心理判定員、児童指導員、保健師、看護師、医師等の専門的知識を有する者を加えること。
　立入調査により指導監督を行う職員は、身分を証明する証票を携帯すること。また、この証票は、緊急の立入調査等に備え、あらかじめ交付しておくこと。(法第59条第１項参照)

③ 市区町村との連携
　立入調査に当たっては、保育の実施主体である市区町村に対し立会いを求める等必要な連携を図ること。（法第59 条の２の６参照)
　なお、市区町村は、幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業である特定子ども・子育て支援施設等（子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第１項）に対して、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号)」の第 53 条から第 61 条の規定を遵守させるため、「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」及び「特定子ども・子育て支援施設等監査指針」(令和元年11 月27 日付け府子本第689 号、元文科初第1118 号、子発 1126 第２号「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」別添１及び２）に基づき、子ども・子育て支援法第30 条の３において準用する第14 条第１項に定める指導と、子ども・子育て支援法第 58 条の８第１項に定める監査を行うことが求められている。
　そのため、立入調査に当たっては、事前に市区町村の指導内容を把握するとともに、監査が実施された場合には、指摘事項や改善状況を確認し、効果的・効率的な調査を実施するよう努められたい。

(留意事項20) 市区町村との連携の例
・市区町村の調査等と連携し、一体的に調査を実施すること。
・立入調査時に必要に応じ、市区町村の保育士、保健師等の同行を求めること。
・問題のある施設の継続的な状況の把握及びその指導への協力を求めること。

④ 関係部局との連携
　防災上、衛生上の問題等があると考えられる施設については、消防部局、衛生部局等と連携して指導を行うこと。

⑤ 新規把握施設への対応
　年度途中に新規に把握された施設については、実施計画に基づく調査とは別に、速やかに立入調査を行うよう努めること。

(留意事項21) 速やかな立入調査ができない場合の処理
　新規に把握された施設に優先して立入調査を行うべき施設が多数存在している場合など、速やかな立入調査を行うことができない場合であっても、立入調査に先立つ施設の訪問等を通じて、設置者又は管理者に対して、関係法令等の理解を促す等の措置を速やかに執ること。

⑥ 事前通告

立入調査に当たっては、当該施設における帳票等の準備のために、設置者又は管理者に対し、期日を事前通告することを通例とする。ただし、当該施設において死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合等は、実施する特別立入調査の目的に照らし、必要に応じて、事前通告せずに特別立入調査を実施することが適切であることに留意すること。

（留意事項22）問題を有すると考えられる施設に対する取扱い

留意事項 19 に掲げる「問題を有すると考えられる施設」については、通常の立入調査を実施する場合であっても、事前通告せずに実施することや、事前通告期間を短くするなどの工夫が必要であること。

⑦ 保育従事者及び保護者からの聴取等

立入調査における調査、質問等は、設置者又は管理者に対して行うことを通例とするが、必要に応じて、保育従事者からも事情を聴取すること。施設内での虐待や虚偽報告が疑われる場合等は、利用児童の保護者等から事情を聴取すること。また、施設内での虐待が疑われる場合は、利用児童の様子を確認すること。

⑧ 口頭の助言、指導等

改善指導は文書で行うことを原則としているが、これに先立ち立入調査の際においても、必要と認められる助言、指導等を口頭により行うこと。

⑨ 指導監督結果の検討

立入調査により行った指導監督の結果については、指導監督担当職員の所見や現地における状況等に基づき、施設の問題点を明らかにした上で、これに対する措置を具体的に決定し、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置を講じること。具体的には、第３から第５までに規定するところによること。

また、死亡事故等の重大事故が発生した場合に行う検証において、事故の発生前までに実施した指導監督及び事故に関連して行った指導監督の結果並びに措置状況等について、事故後に行う検証において活用すること。検証が行われた場合、今後の管内の施設に対する指導監督については、検証結果を反映して実施すること。

第３ 問題を有すると認められる場合の指導監督

１ 通則

立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求める必要があると認められる場合は、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の措置を通じて改善を図ること。

（留意事項23）指導監督にあたっては、市区町村や消防部局、衛生部局等の関係部局との連携を図ること。特に、改善指導等の措置に当たっては、子ども・子育て支援法第 30 条の３において準用する同法第 14 条第１項及び同法第 58 条の８第１項に基づき、

市区町村が実施した特定子ども・子育て支援施設等への指導及び監査における指導内容若しくは指摘事項又は改善状況等を情報共有した上で、効果的に実施すること。また、施設内で犯罪があると思料する場合は、警察と連携を図ること。

（留意事項24）立入調査の際には、以下の重点調査事項の例を参考に、改善指導、改善勧告等の実施について検討し、必要な措置を講じること。特に、緊急時の対応については、留意事項29 についても留意すること。

【重点調査事項の例】

・保育士等の職員配置の状況（夜間の複数配置等）

・事故防止の取組（乳幼児突然死症候群及び睡眠中の窒息事故防止に対する注意（乳児の仰向け寝等）等）

・適切な食事（食事の提供方法等（月（年）齢にふさわしい食品、調理法、量、硬さ、食具の使い方、食べ方、食べさせ方等））、衛生管理の徹底

・人権配慮、虐待防止（身体的、性的又は心理的虐待並びにネグレクトの有無の確認、児童の人格を尊重した保育の実施等）

・その他、各都道府県等が定める重点調査事項

2 改善指導

(1) 改善指導の対象

立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求める必要があると認められる認可外保育施設については、文書により改善指導を行うこと。

(2) 改善指導の手順

① 改善指導の内容

立入調査実施後おおむね１か月以内に、改善されなければ法第 59 条第３項に基づく改善勧告及び同法第 59 条第４項に基づく公表等の対象となり得ることを示した上で、改善すべき事項を文書により通知すること。

この場合、おおむね１か月以内の回答期限を付して、文書により報告を求めること。また、改善に時間を要する事項については、おおむね１か月以内に改善計画の提出を求めること。

様式10 参照

② 改善指導結果の確認

改善指導に係る回答又は提出があった場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じ、設置者又は管理者に対する出頭要請や施設又は事務所に対する特別立入調査を行うこと。回答期限又は提出期限が経過しても報告又は提出がない場合についても、同様であること。

3 改善勧告

(1) 改善勧告の対象

改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しがない場合には、留意事項 24 の重点調査事項の例を踏まえつつ、改善指導に止めずに、法第 59 条第３項に基づく改善勧告を行うこと。

⑵　改善勧告の手順

①　改善勧告の内容

文書による改善指導における報告期限後（改善指導を経ずに改善勧告を行う場合にあっては立入調査実施後）おおむね１か月以内に、改善されなければ、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となり得ることを明示した上、改善勧告を文書により通知すること。

この場合、おおむね１か月以内の回答期限を付して文書で報告を求めること。なお、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する期間を考慮して適切な期限（この期限は、３年以内とすること）を付して移転を勧告すること。

様式11 参照

②　関係機関との調整

改善勧告を行う場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市区町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図ること。

③　確認

改善勧告を受けた設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、速やかに特別立入調査を行うこと。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様であること。

また、必要に応じて改善勧告に対する回答の期限内においても、当該施設の状況の確認に努めること。

⑶　利用者に対する周知及び公表

①　利用者に対する周知

改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、当該施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について個別通知等により周知し、当該施設の利用を控える等の勧奨を行うとともに、利用児童に対する福祉の措置等を講ずる必要があること。

②　公表

改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について報道機関等を通じて公表すること。また、地元市区町村に対し、その内容を通知するとともに、公表するよう要請すること。（法第59 条第４項及び第８項参照）

第４　事業停止命令又は施設閉鎖命令

⑴　事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象

以下のいずれかに該当する場合は、弁明の機会を付与し、児童福祉審議会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずること。（法第59 条第５項参照）

①　改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通

しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき
② 改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるとき
③ 乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき

(留意事項25)「事業停止命令」及び「施設閉鎖命令」の意義
・「事業停止命令」は、期限を付して又は条件を付して当該認可外保育施設を運営する事業の停止を命ずる行政処分をいうこと。
・「施設閉鎖命令」は、施設の閉鎖を命じることにより、将来にわたり当該認可外保育施設を運営する事業を禁止する行政処分をいうこと。

(留意事項 26) 施設内（保育を必要とする者の居宅で保育を行う場合を含む。）で犯罪があると思料する場合は、警察と連携を図ること。この場合にあっても、利用者や地域住民を保護するための周知及び公表等は、引き続き行うこと。

(留意事項 27) 特に、法第６条の３第 11 項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用又は委託していないものに限る。）が、わいせつ行為や暴行等の乳幼児の生命身体に著しい影響を与える行為等を犯し、当該事実が裁判等によって確定した場合は、「乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき」に該当するものとして、法第18 条の５に規定する保育士の欠格事由を勘案し、次のとおり取り扱うこと。
① 禁錮以上の刑に処せられた場合は、原則として当該施設に対し施設閉鎖命令を行うこと。
② 罰金の刑に処せられた場合は、原則として当該施設に対し事業停止命令を行うこととし、当該命令の期間について、「刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して３年までの期間」と設定することが合理的であること。

(2)　事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順
① 関係機関との調整
事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市区町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図ること。

② 弁明の機会の付与
事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、事前に弁明の機会を付与すること。

様式12 参照

(留意事項28)弁明の機会の付与は、行政手続法第29 条から第31 条までに定めるところにより、当該施設の設置者又は管理者に対し、次の事項を書面によって通知して行うこと。

・予定される命令の内容
・命令の原因となる事実
・弁明書の提出先及び提出期限

③ 児童福祉審議会からの意見聴取

弁明書の提出を受けた後又は提出期限を経過した後、速やかに、児童福祉審議会の意見を聴くこと。

④ 事業停止命令又は施設閉鎖命令の発令

児童福祉審議会の意見を聴き速やかに判断した上で、文書により事業停止又は施設閉鎖を命ずること。通常は事業停止命令を先ず検討すべきであるが、改善が期待されずに当該施設の運営の継続が児童の福祉を著しく害する蓋然性がある場合は、施設閉鎖命令を発することとすること。

様式13 参照

（参照条文）法第61 条の４

第 46 条第４項又は第 59 条第５項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、６月以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。

(3) 自治体間の情報提供及び公表

都道府県知事は、事業停止命令又は施設閉鎖命令をするために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めることができること。この場合、提供を求めることができる情報の範囲は、名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等（処分を行った自治体、処分の種類、処分年月日をいう。以下同じ。）の基本的な情報に加え、処分の要件に該当すると判断するに至った事実に係る情報とすること。

この場合、処分の要件に該当すると判断するに至った事実に係る情報とは次のとおりとすること。ただし、次に掲げる情報に当たる場合であっても、被害児童の氏名・住所などの被害児童を本人とする個人情報その他の提供することにより被害児童の権利利益を不当に侵害するおそれのある個人情報は、被害児童のプライバシー保護の観点から提供してはならないものとすること。

・指導監督基準の該当箇所、当該基準に対する違反の内容、その事実認定のために必要最小限な証拠書類に係る情報
・わいせつ行為や暴行等の「乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であるとき」に該当するものについては、その行為の内容（例：利用児童に対するわいせつ行為があった）に係る情報のうち、児童の生命及び心身の安全確保の目的に照らして必要最小限度の情報

この情報提供の求めを効率的に行うことができるよう、第７の２のこども家庭庁への報告については遺漏なく行うこと。なお、当該報告を受けて、こども家庭庁が情報（名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等に限る。）を集約し、各都道府県が閲覧できることとするので活用されたいこと。（法第59 条第７項参照）

事業停止命令又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について報道機関等を通じて公表すること。また、都道府県が

公表する情報は、利用者の施設選択に当たっても重要な情報であることから、地元市区町村に対し通知するとともに、可能な限りその内容を公表するよう要請すること。（法第59 条第８項及び第９項参照）

（留意事項29）上記のとおり事業停止命令又は施設閉鎖命令に係る情報はこども家庭庁において集約し各都道府県が閲覧できることとしているが、当該情報は各都道府県において公表済みの情報である一方で、事業者の個人情報を含むものであることから、業務上の必要がある者が業務上必要な場合に限り閲覧すること。業務上必要な場合とは、例えば、具体的に事業停止命令や施設閉鎖命令の発出を検討しており、法第59 条 第７項の規定に基づき他の都道府県に情報の提供を求めるために必要な場合や、新たに届出を受けた事業者について適切な指導監督を行うために必要な場合等が考えられるが、これらに該当する場合であっても、これらの業務に必要な範囲でのみ閲覧すること。

第５ 緊急時の対応

(1) 緊急時の手順

児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは、第３及び第４までの手順によらず、文書による改善指導を経ずに改善勧告を行う、改善指導・改善勧告を経ずに事業停止命令若しくは施設閉鎖命令の措置を行うなど、児童の安全の確保を第一に考え、迅速な対応を行うこと。

(2) 緊急時の改善勧告

児童の福祉を確保するため、次の場合は、改善指導を経ることなく、改善勧告を行うこと。

① 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
② 著しく利用児童の安全性に問題がある場合
③ その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

（留意事項30）上記の①から③までの具体的事例については、以下のとおり指導監督基準に定める事項に関する実施状況等を想定しているが、これらはあらかじめ児童福祉審議会の意見を聴いて設定し、公表しておくことが望ましい。

- 「第１ 保育に従事する者の数及び資格」及び「第２ 保育室等の構造、設備及び面積」に関して、いずれも著しく下回るもの
- 「第１ 保育に従事する者の数及び資格」の「１ １日に保育する乳幼児の数が ６人以上の施設」の「（２)保育に従事する者のおおむね三分の一（保育に従事する者が２人の施設及び（１）における１人が配置されている時間帯にあっては、１人）以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であること。」に関して、有資格者が１人もいないもの
- 「第４ 保育室を２階以上に設ける場合の条件」中「（２)保育室を３階に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと」又は「（３）保育室を４階以上に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。」に関して、イに規定する施設又は設備を有しておらず、かつ、消防法施行令第７条に規定する滑り台、救助袋、緩降機又は避難橋が設置されていないもの

・認可外保育施設の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故等が発生しており、かつ、当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていないもの

(3)　緊急時の事業停止命令又は施設閉鎖命令

児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで、事業停止又は施設閉鎖を命じることができるものであること。

この場合、弁明の機会の付与は事後的に行う必要はなく、また、児童福祉審議会に対しては事後速やかに報告すれば足りること。（法第59 条第６項参照）

（留意事項31）行政手続法第13 条において、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるときは、弁明の機会の付与を行うことなく不利益処分をすることが可能とされており、また、事後に弁明の機会の付与を行うことは必要とされていないこと。

（留意事項 32）施設の施設長や設置者が利用児童に暴行やわいせつな行為等の虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、児童の生命又は安全を確保するために緊急を要する場合に該当すると想定されること。

第６　情報提供

１　市区町村等に対する情報提供

市区町村及び消防部局や衛生部局等との連携により指導監督に当たる必要があるため、法令に定める市区町村への通知事項以外にも、報告徴収及び立入調査等の状況や改善指導を行った後の当該施設の状況等については、適宜、市区町村等に情報の提供を行うこと。

あわせて、利用者からの相談を受けた市区町村、消費生活センター等と都道府県等との間で情報共有を図ること。

（留意事項33）法令に定める市区町村への通知事項

・改善勧告又は事業停止命令若しくは施設閉鎖命令をした場合、その旨の通知（法第 59 条第８項）
・届出があった場合、当該届出に係る事項の通知（法第59 条の２第３項）
・認可外保育施設からの運営状況の報告事項のうち、児童の福祉のため必要と認められる事項の通知（法第59 条の２の５第２項）

２　一般への情報提供

地域住民に対して、認可外保育施設を担当する窓口や利用者が相談できる窓口（市町村の利用者支援事業の担当窓口、消費生活センター等）について周知するとともに、認可外保育施設の状況についての情報を提供すること。管内市区町村に対しても、同様に地域住民への情報提供を求めること。

（留意事項34）情報提供に当たっては、以下のことに注意すること。

① 情報提供の対象施設

情報提供の対象となる施設は、原則、届出対象施設とするが、立入調査等による状

況把握ができている場合など届出対象外の施設についても情報提供に努めること。

なお、法第６条の３第 11 項に規定する業務を目的とする施設の情報提供を行うに当たっては、個人情報に配慮するとともに、届出の際に公表する旨や公表項目等について、当該施設に対して事前に伝えておくことが望ましい。

② 情報提供の項目及び方法

インターネットへの掲載や認可外保育施設を担当する窓口での閲覧等により公表事項（施設の名称、所在地、設置者名及び住所、管理者名及び住所、設備の規模・構造、事業開始年月日、開所時間、サービス内容、入所定員、保育従事者数（うち保育士数）、指導監督における指摘事項等）を、同一の項目で同一の形態により提供すること。また、これらの項目の評価方法等を併せて情報提供するよう努めること。なお、施設からの報告をそのまま情報提供するのではなく、立入調査等による事実確認を行った上での情報提供を原則とすること。やむを得ず報告徴収又は立入調査時に無回答又は把握できなかった事項を情報提供する場合は、その旨を記載すること。

また、認可外保育施設が所在する市区町村に対して、地域住民に窓口等で当該認可外保育施設に係る情報提供についての協力を求めることも有効である。

③ 情報の更新

随時に情報を更新する又は立入調査終了時に情報を更新する等、情報の更新方法をあらかじめ明らかにした上で、これを更新すること。

④ 参考情報

指導監督基準、児童福祉施設設備運営基準、家庭的保育事業等設備運営基準等、認可外保育施設に係る情報の提供を行うに当たって参考となる関連情報を併せて提供するとともに、認可外保育施設を選ぶ際の視点などを示すことが望ましいこと。

（参照条文）法第59 条の２の５第２項

都道府県知事は、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第 59 条の２第１項に規定する施設に関し児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

第７　雑則

１　記録の整備

都道府県等は、認可外保育施設ごとに、届け出された事項、運営状況、指導監督の内容等の必要な記録を整備すること。

２　こども家庭庁への報告

第３の３、第４、第５の（２）又は第５の（３）の措置を講じた場合は、こども家庭庁に報告されたいこと。

（別添）認可外保育施設指導監督基準

（注）［　　］の枠外が指導監督基準であり、［　　］の枠内がその考え方である。

第１　保育に従事する者の数及び資格

１　１日に保育する乳幼児の数が６人以上の施設

(1)　保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11 時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）については、乳児概ね３人につき１人以上、１、２歳児概ね６人につき１人以上、３歳児概ね20 人につき１人以上、４歳以上児概ね30 人につき１人以上であること。ただし、２人を下回ってはならないこと。また、11 時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が１人である場合を除き、常時２人以上配置すること。

また、１日に保育する乳幼児の数が６人以上 19 人以下の施設においても、原則として、保育従事者が複数配置されていることが必要であるが、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育従事者が１人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、これを適用しないことができる。

○　各施設において児童数が多い 11 時間（施設の開所時間が 11 時間を下回る場合にあっては、当該時間）、即ち、主たる開所時間については、乳児概ね３人につき１人以上、１、２歳児概ね６人につき１人以上、３歳児概ね20 人につき１人以上、４歳以上児概ね30 人につき１人以上の保育従事者が配置されるものとし、11 時間を超える時間帯については、延長保育に準じ常時複数の保育従事者が、配置されることとするものであること。

○　児童の年齢については、定期利用が多く、クラス編成を行っているような施設については年度の初日の前日（３月31 日）を基準日として考えることが原則である。ただし、利用児童の状況等に鑑みこれに該当しないと判断した場合などについて、一律に年度の初日の前日を基準日とせず、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が施設ごとに基準日を判断することが可能である。

○　６人以上19 人以下の施設において、保育従事者が複数配置されていない時間帯は必要最小限とする必要があるが、必要最小限の時間帯を判断するに当たっては、例えば睡眠中、プール活動・水遊び中 、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことや他の職員の配置等による安全面への配慮などを踏まえ、各施設の実態に応じて、個別に適切に判断される必要があること。

○　食事の世話など特に児童一人一人に適切な援助が必要な時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。

○　児童の数については、月極めの児童等の通常はおおむね毎日利用する児童数を基礎とし、日極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童等のその他の利用児童については、日々の平均的な人員を加えること。

○　ここでいう保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。

短時間勤務の職員を充てる場合にあっては、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を８時間で除して常勤職員数とみなすこと）して上記の人数を確保することが必要であること。

⑵ 保育に従事する者のおおむね三分の一（保育に従事する者が２人の施設及び⑴における１人が配置されている時間帯にあっては、１人）以上は、保育士（児童福祉法第18条の 27 第１項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29 号。以下「改正法」という。）附則第12 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25 年法律第107 号。以下「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第 12 条の５第３項に規定する事業実施区域であった区域内にある施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第18 条の29 に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第 15 条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第 12 条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が１人以上配置されていることが望ましい。

○　上記にかかわらず、保育に従事する者の全てについて、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。なお、保育士又は看護師の資格を有しない保育に従事する者については、一定の研修受講を推奨することが望ましい。

⑶　国家戦略特別区域法第２条第１項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設であって、次のアからウまでのいずれにも該当し、⑵の基準を満たす施設と同等以上に適切な保育の提供が可能である施設については、⑵を適用しないことができる。

ア 過去３年間に保育した乳幼児のおおむね半数以上が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）であり、かつ、現に保育する乳幼児のおおむね半数以上が外国人であること

イ 外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していること

ウ 保育士の資格を有する者を１人以上配置していること

２　１日に保育する乳幼児の数が５人以下の施設

⑴　保育することができる乳幼児の数

ア 児童福祉法（以下「法」という。）第６条の３第９項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12 項に規定する業務を目的とする施設（１日に保育する乳幼児の数が５人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者１人に対して乳幼児３人以下とし、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26 年厚生労働省令第61 号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第23 条第３項に規定する家庭的保育補助者とともに保育する場合には、５人以下であること。

イ 法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設の場合、原則として、保育に従事する者１人に対して乳幼児１人であること。

○　イについて、当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。

(2)　保育に従事する者

ア 法第６条の３第９項に規定する業務を目的とする施設又は同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（１日に保育する乳幼児の数が５人以下のものに限る。）の場合、保育に従事する者のうち、１人以上は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した者であること。

イ 法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する全ての者（複数の保育従事者を雇用又は委託している場合については、採用した日から１年を超えていない者を除く。）が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

○　上記の基準にかかわらず、保育に従事する者は、法第６条の３第９項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12 項に規定する業務を目的とする施設（１日に保育する乳幼児の数が５人以下のものに限る。）にあっては、保育士、看護師又は家庭的保育者（法第６条の３第９項第１号に規定する家庭的保育者をいう。）が、法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設にあっては、保育士又は看護師の資格を有する者が常時配置されることが望ましい。

○　「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）」とは、居宅訪問型保育事業（法第６条の３第11 項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）で受講を求めている基礎研修の内容（20 時間程度の講義と１日以上の演習）を基本とする。具体的には、居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修（地域保育コース）に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める研修のことをいう。

3 保育士の名称について

保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこと（法第18 条の23 及び第62 条第２項第２号）。

○　保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30 万円以下の罰金が課せられることになること。

○　事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがあること。

4 地域限定保育士が、その業務に関して地域限定保育士の名称を表示するときに、当該

地域限定保育士が児童福祉法第 18 条の 28 第２項に規定する地域限定保育士登録を受けた認定地方公共団体を明示し、当該認定地方公共団体以外の区域を表示していないこと。

５ 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。

第２ 保育室等の構造、設備及び面積

１ １日に保育する乳幼児の数が６人以上の施設

⑴ 乳幼児の保育を行う部屋(以下「保育室」という。)のほか、調理室及び便所があること。

⑵ 保育室の面積は、おおむね乳幼児１人当たり1.65 ㎡以上であること。

○ 「保育室の面積」とは、当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積であり、調理室、便所、浴室等は含まない。

⑶ 乳児(おおむね満一歳未満の児童をいう。)の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

○ 事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすることが望ましいこと。やむを得ず部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス等で区画すること。

２ １日に保育する乳幼児の数が５人以下の施設

⑴ 法第６条の３第９項に規定する業務を目的とする施設又は同条第12 項に規定する業務を目的とする施設（１日に保育する乳幼児の数が５人以下のものに限る。）については、保育室のほか、調理設備及び便所があること。また保育室の面積は、家庭的保育事業等設備運営基準第 22 条を参酌しつつ、乳幼児の保育を適切に行うことができる広さを確保すること。

⑵ 法第６条の３第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、乳幼児の居宅等について広さ等の要件を求めるものではないが、その事業の運営を行う事業所においては、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めること。

３ 共通事項

○ 法第６条の３第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。

(1)　保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全性が確保されていること。

○　乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに２人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から極めて危険であることから、行ってはならないこと。

(2)　便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室（調理設備を含む。以下同じ。）と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。
便器の数はおおむね幼児20 人につき１以上であること。

○　便所は手洗設備が設けられているだけでなく、衛生面はもとより安全面にも配慮されている必要があること。
○　調理室は、保育室と簡単に出入りできないよう区画されているだけでなく、衛生的な状態が保たれていることが必要であること。

第３ 非常災害に対する措置

１ 法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設以外の施設

(1)　消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

○　火災報知器及び消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。
○　非常口は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されていること。

(2)　非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

○　児童福祉施設設備運営基準第６条
１ 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
２ 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月１回は、これを行わなければならない。
○　家庭的保育事業等設備運営基準第７条
１ 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
２ 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月１回は、これを行わなければならない。
○　火災や地震などの災害の発生に備え、施設・設備の安全確保とともに、緊急時の対応や職員の役割分担等に関するマニュアルの作成、避難訓練の実施、保護者

との連絡体制や引渡し方法等に関する確認等に努めること。(保育所保育指針（平成29 年厚生労働省告示第117 号）第３章４節「災害への備え」参照。）

○　児童福祉施設設備運営基準第９条の３

１ 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２ 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３ 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

○ 児童福祉施設設備運営基準第10 条

２ 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

２ 法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設

防災上の必要な措置を講じていること。

○　火災や地震などの災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）をあらかじめ検討し、実施することが必要であること。

第４ 保育室を２階以上に設ける場合の条件

○　災害避難の観点から、保育室は原則として１階に設けることが望ましいが、やむを得ず２階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。

○　法第６条の３第９項に規定する業務を目的とする施設及び同条第12 項に規定する業務を目的とする施設（１日に保育する乳幼児の数が５人以下のものに限る。）並びに同条第11 項に規定する業務を目的とする施設については、保育に従事する者の居宅又は保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。なお、適用しない場合、第３の１⑵に掲げる定期的な訓練を行う等、防災上の必要な措置を採ることに特に留意が必要であること。

⑴　保育室を２階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を２階に設ける建物が次のア及びイをいずれも満たさない場合においては、第３に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

ア　建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は第２条第９号の３に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ　乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞ

れ１以上設けられていること。

常用　①屋内階段
　　②屋外階段

避難用 ①建築基準法施行令第123 条第１項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第３項に規定する構造の屋内特別避難階段
②待避上有効なバルコニー
③建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
④屋外階段

○　待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。
①バルコニーの床は準耐火構造とする。
②バルコニーは十分に外気に開放されていること。
③バルコニーの各部分から２m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第２条第９号の２ロに規定する防火設備とすること。
④屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は 0.75m以上、高さは 1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。
⑤その階の保育室の面積のおおむね八分の一以上の面積を有し、幅員 3.5m以上の道路又は空地に面していること。
なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第 120 条及び第 121 条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。

○　屋外傾斜路に準ずる設備とは、２階に限っては非常用すべり台をいうものである。

○　積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないよう、必要な防護措置を講じること。

○　人工地盤及び立体的遊歩道が、保育施設を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13 条の３に規定する避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階）と認められる場合にあっては、本基準の適用に際して当該階を１階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

⑵　保育室を３階に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。

ア 建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ１以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が 30m以下となるように設けられていること。

常用　①建築基準法施行令第123条第１項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第３項に規定する屋内特別避難階段
②屋外階段

避難用 ①建築基準法施行令第123 条第１項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第３項に規定する構造の屋内特別避難階段
②建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
③屋外階段

ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第１項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合

② 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

○ 当該建物の保育施設と保育施設以外の用途に供する部分との異種用途の耐火区画については、建築基準法施行令第 112 条第 13 項に基づき設置すること。
○ スプリンクラー設備及びこれに類するもので自動式のものを設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置がされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。
○ 調理用器具の種類に応じて適切で有効な自動消火装置（レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等）を設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置と外部への延焼防止措置（不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等）の両措置がなされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。
○ ダンパー ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置である。

エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

○ 非常警報器具　　警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等である。
○ 非常警報設備　　非常ベル、自動式サイレン、放送設備等である。

キ 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されて

いること。

○　防炎物品の表示方法（消防法第８条の３）

消防庁登録者番号 ――――― 防　炎 登録確認機関名	防火対象物において使用する防炎対象物品について、防火対象物品若しくはその材料に防火性能を与えるための処理がされていることがわかるようにしておく必要があること。

⑶　保育室を４階以上に設ける建物は、以下のアからキまでのいずれも満たすこと。

ア 建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物であること。

イ 乳幼児の避難に適した構造の下表の区分ごとに掲げる施設又は設備がそれぞれ１以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離が 30m以下となるように設けられていること。

常用　①建築基準法施行令第123条第１項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第３項に規定する構造の屋内特別避難階段

②建築基準法施行令第123 条第２項に規定する構造の屋外避難階段

避難用 ①建築基準法施行令第123 条第１項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第３項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第10 号を満たすものとする。）

②建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

③建築基準法施行令第123 条第２項に規定する構造の屋外避難階段

○　建築基準法施行令第123 条第３項第２号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件」（平成 28 年国土交通省告示第 696 号）により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

○　建築基準法施行令第129 条の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合又は同令第 129 条の２の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合は、同令第 129 条第１項又は第 129 条の２第１項の規定により、同令の諸規定が適用除外となるが、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。

○　４階以上に保育室を設置しようとする際に事前に検討すべき事項等につい

ては「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26 年９月５日雇児発0905 第５号）の別添「保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」に取りまとめられているので、指導監督の際に活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるようにすること。

ウ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第１項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合

② 保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

エ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

オ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

カ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

キ 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

第５ 保育内容

(1) 保育の内容

ア 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。

○ 児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。この場合、各時期の保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、児童への適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第117 号)を理解することが不可欠であること。

［乳児（１歳未満児)］

・疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。

・視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。

・一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく

体と言葉で応答するよう努めているか。

［１歳以上３歳未満児］

・特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。

・自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに、応答的に関わるよう努めているか。

・身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、児童の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。

・一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、児童の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。

［３歳以上児］

・この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。

（３歳児）

・遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させること。

（４歳児）

・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。

（５歳児）

・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。

（６歳児）

・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるようにすること。

イ 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた保育の計画を定めること。

○ 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定することが必要であること。
○ 必要に応じて入浴させたり、身体を拭いて児童の身体の清潔さを保つことが必要であること。

ウ 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実施すること。

○ 保育の実施に当たっては、沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮すること。
○ 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていることが必要であること。

エ 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。

○ 一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることは、児童にとって重要である。保育従事者にとっても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任であること。

オ 必要な遊具、保育用品等を備えること。

○ 年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などを備えることが必要であること。
なお、大型遊具を備える場合などは、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠であること。
○ 法第６条の３第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。

⑵ 保育従事者の保育姿勢等

ア 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。

特に、施設の運営管理の任にあたる施設長（法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設については、施設の設置者又は管理者とする。以下同じ。）については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。

○ 設置者をはじめとする職員は保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要であること。

イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の

向上に努めること。

○　保育所保育指針を理解するなどの機会が設けられているかなど、保育従事者の質の向上が図られる体制に努めることが必要であること。
○　都道府県等が実施する施設長や保育従事者に対する研修等への定期的な参加が望ましいこと。
○　法第６条の３第９項に規定する業務を目的とする施設、同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（１日に保育する乳幼児の数が５人以下のものに限る。）及び法第６条の３第 11 項に規定する業務を目的とする施設の保育従事者については、保育に従事する前に研修を受講することが望ましいこと。

ウ 児童に身体的、心理的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分配慮すること。

○　しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

エ 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は都道府県等や児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

○　虐待が疑われる場合だけでなく、児童相談所等の専門機関からの助言が必要と思われる場合も同様であること。
（専門機関からの助言を要する場合の例）
・心身の発達に遅れが見られる場合
・社会的援助が必要な家庭状況である場合
○ 職員等による虐待が疑われる場合、児童の安全確保を最優先とし、速やかに都道府県等に通報しなければならないこと。
○ 虐待と疑われる事案を発見した場合には、状況を正確に把握するとともに都道府県等に設置されている相談窓口や担当部署に対して、把握した状況等を速やかに情報提供・相談し、今後の対応について協議する必要があること。

⑶　保護者との連絡等

ア 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。

○　保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが児童の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での児童の様子を、施設からは施設での児童の様子を、連絡し合うこと。

イ 保護者との緊急時の連絡体制をとること。

○　保育中に異常が発生した場合など、いつでも連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての保育従事者が容易に分かるようにしておくことが必要であること。

ウ 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

第６　給食

○　(1)、(2)に取り組むに当たっては、保育所における食事の提供ガイドライン（平成24 年３月厚生労働省)、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019 年改訂版）（平成31 年４月厚生労働省）を参考にすること。
○　法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設については、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要があることから、必要に応じて本基準を適用すること。

(1) 衛生管理の状況

調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。

○　具体的には、次のようなことに配慮することが必要であること。
・食器類はよく洗い、十分に殺菌したものを使用すること。
・ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。
・哺乳ビンは使用するごとによく洗い、滅菌すること。
・食事時、食器類や哺乳ビンは児童や保育従事者の間で共用しないこと。
・原材料、調理済み食品の保存に当たっては、冷凍又は冷蔵設備等を活用の上、適切な温度で保存する等、衛生上の配慮を行うこと。
・衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成29 年６月16日付け生食発 0616 第１号通知)」、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」（令和７年９月こども家庭庁）及び「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン（世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007 年)」を参考にすること。

(2)　食事内容等の状況

ア 児童の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とすること。

イ 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。

○　乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うこ

とが必要であること。
　また、離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うことが必要であること。
○　食事摂取基準を踏まえ、かつ、児童の嗜好を踏まえた変化のある献立を作成し、これに基づいて調理することが必要であること。なお、独自で献立を作成することが困難な場合には、市区町村等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。
○　家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応じた配慮を行うこと。
○　アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。

第７　健康管理・安全確保

⑴　児童の健康状態の観察

登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。

○　登園時の健康状態の観察
　毎日、登園の際、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無や機嫌等についての健康状態の観察を行うとともに、保護者から児童の状態の報告を受けること（適切に記載された連絡帳を活用することも考えられる。）が必要であること。
○　降園時の健康状態の観察
　毎日、降園の際も同様の健康状態の観察を行うとともに、保護者へ児童の状態を報告することが必要であること。

⑵　児童の発育チェック

身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

⑶　児童の健康診断

継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び１年に２回実施すること。

○　直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の提出を受ける、母子健康手帳の写しを提出させるなどにより、児童の健康状態の確認を行うことが必要であること。
○　医師による健康診断は、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見につながるという面からも有効であること。
○　入所時に、児童の体質、かかりつけ医の確認をするとともに、緊急時に備え、保育施設の付近の病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知することが必要であること。
○　法第６条の３第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、原則として、⑵及び⑶は適用しない。

⑷　職員の健康診断

ア 職員の健康診断を採用時及び１年に１回実施すること。
イ 調理に携わる職員には、おおむね月１回検便を実施すること。

○　職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法（昭和47 年法律第57 号）に基づく労働安全衛生規則（昭和47 年労働省令第32 号）により義務づけられていること。
○　イについて、法第６条の３第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要があることから、提供頻度やその内容等の実情に応じ、必要に応じて本基準を適用すること。

(5)　医薬品等の整備
必要な医薬品その他の医療品を備えること。

○ 体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等は、最低限備えることが必要であること。
○　法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、原則として、本基準を適用しない。

(6)　感染症への対応
ア 法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設以外の施設
感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

○　本項に取り組むに当たっては、保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）（平成30 年３月厚生労働省）を参考にすること。
○　感染症の疑いがある場合も同様であること。
○　再登園については、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出など、かかりつけ医による判断の確認について、保護者の理解と協力を求めることも必要であること。
○　歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。

イ 法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設
感染予防のための対策を行うこと。

○　法第６条の３第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、利用児童の居宅等において保育を行うことを踏まえ、複数児童が利用する施設とは異なり、利用児童と保育従事者の間での感染を防ぐことを念頭に置く必要があること。
（例）手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防を実施する。

(7)　乳幼児突然死症候群に対する注意

ア 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。

イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

○　窒息リスクの除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要であること。

ウ 保育室では禁煙を厳守すること。

(8)　安全確保

ア 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。

イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施すること。

ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

エ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。

オ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。

カ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。

キ 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてカに定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行うこと（法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設については適用しない）。

ク 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。

ケ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。

コ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告すること。

○　安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

○　事故報告については、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和８年３月30 日こ成安第45 号通知）を参照すること。

サ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
シ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

○ 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成 28 年３月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること。
○ 特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、上記ガイドラインを参照し必要な対策を講じること。例えば、次のようなことに配慮することが必要であること。
・睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えること。
・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にすること。
・児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応すること。
・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的に実施すること。
○ 保育室だけでなく、児童が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。
○ 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う必要があること。
○ 施設の周囲に危険箇所等がある場合には、児童が勝手に出られないような配慮（敷地の周囲を柵等で区画している、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えている等）が必要であること。
○ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えておくこと。

第８ 利用者への情報提供
(1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならないこと。

○ 届出対象施設については、以下の内容について掲示する（法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設については、書面等による提示などの方法が考えられる。）とともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することが義務

づけられている。公衆の閲覧に供する方法は、具体的には、子ども・子育て支援情報公表システム（ここde サーチ）に掲載することとしている（児童福祉法施行規則第49 条の５第１項)。

・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
・建物その他の設備の規模及び構造
（注：法第６条の３第 11 項に規定する業務を目的とする施設以外の施設に限る。）
・施設の名称及び所在地
・事業を開始した年月日
・開所している時間
（注：法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設については、保育提供可能時間）
・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由（注：利用料の変更に関し掲示及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供することが適切になされているか、保護者への説明がなされているかについて、指導助言を行うこと。）
・入所定員
・保育士その他の職員の配置数又はその予定
・設置者及び職員に対する研修の受講状況
（注：法第６条の３第９項に規定する業務を目的とする施設、同条第12 項に規定する業務を目的とする施設（１日に保育する乳幼児の数が５人以下のものに限る。）及び法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設に限る。）
・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
・緊急時等における対応方法
・非常災害対策
・虐待の防止のための措置に関する事項
・施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

○　職員の配置数は、保育に従事している保育士その他の職員のそれぞれの１日の勤務延べ時間数を８時間で除した数であるが、職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たる保育従事者の資格状況等の掲示又はその日実際に保育に当たる保育従事者の数及び有資格者数等を記載したホワイトボード等を活用することも有効である。（様式14 参照）

(2)　利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付しなければならないこと。

○　届出対象施設については、以下の内容について利用者に対する書面等交付が義務づけられている。（法第59 条の２の４）
・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地

・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
・施設の名称及び所在地
・施設の管理者の氏名
・当該利用者に対し提供するサービスの内容
・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

○　あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。（様式15参照）

(3)　利用予定者から申込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明を行うこと。

○　届出対象施設については、当該施設で提供される保育サービスを利用しようとする者から申込みがあった場合には、その者に対し、当該サービスを利用するための契約の内容や手続き等について説明するよう努めることとされている。（法第59 条の２の３）
○　届出対象外施設であっても、利用料金や保育サービスの内容等をあらかじめ利用予定者に説明し、理解を得たうえでサービスの提供を行うことが望ましい。
○　保育の実施前に保護者に対して、保育従事者の氏名や保育士資格、都道府県への届出の有無などの情報を提供することが望ましい。ただし、事業者は個人情報保護義務について留意することが必要であること。

第９　備える帳簿等

職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。

○　職員に関する帳簿等
・職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等
（注：法第６条の３第11 項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育従事者を雇用又は委託していない場合に限る。）については、職員に関する帳簿は整備しなくてもよいが、資格を証明する書類（写）等は確実に保管する必要がある。）
○　保育している児童の状況を明らかにする帳簿等
・在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録等
○　労働基準法等の他法令においても、各事業場ごとに備えるべき帳簿等について規定があり、保育施設も事業場に該当することから、各保育施設ごとに帳簿等の備え付けが義務づけられている。法に基づき都道府県等が行う指導監督の際にも、必要に応じ、これらの帳簿を活用するとともに、備え付けられていない場合には、関係機関に情報提供するなどの適切な対応が必要である。
（例）

・労働者名簿（労働基準法第107 条）
・賃金台帳　（労働基準法第108 条）
・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務
（労働基準法第109 条）

標準様式

【注：以下様式１～１５については、標準的な様式を示したものである。ただし、様式１及び様式５については、法第６条の３第 11 項の規定に基づく業務を目的とする施設の場合、標準的な様式として、それぞれ様式１－２～３，５－２～３を示すものである。】

（様式１：設置届出書）（第５９条の２）

認可外保育施設設置届

令和　年　月　日

都道府県知事
指定都市市長
中 核 市 市 長　　殿
児童相談所設置市市長

住　所

氏　名（又は名称）

代表者

認可外保育施設を設置致しましたので、児童福祉法第 59 条の２の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出致します。

（別紙（ただし、法第６条の３第11項の規定による業務を目的とする施設を除く。））

令和　　年　　月　　日現在

①施設の名称								
②施設の所在地	〒					Tel		
	最寄り駅		線		駅	バス	分	
						徒歩	分	
③設置主体	個人　株式会社　社会福祉法人　NPO法人　その他法人　任意団体　その他（　　）							
④設置者名								
⑤設置者住所	〒							
	Tel		メールアドレス					
⑥代表者名	（氏名）		（職名）					
⑦管理者名	（氏名）		（職名）					
⑧管理者住所	〒							
	Tel		メールアドレス					
⑨事業開始年月日	年　　月　　日							
⑩系列施設	有（系列施設数　　か所〔直営店・ＦＣ〕うち都道府県内　　か所）							無

⑪施設・設備	専用設備	乳児室 ほふく室 保育室または遊戯室 調理室 医務室 児童用便所				
	室名	保育室等	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室	
	室数	室	室	室	室	
	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	
	室名	調理室	医務室	便所	その他	合計
	室数	室	室	室		
	面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
				便器　個		
	屋外遊戯場（園庭）	有（　　㎡）	無 → 無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所			有・無
	建物の構造	鉄骨造　鉄筋コンクリート造　れん瓦造 木造　その他（　　）			建物の　　階	
	建物の形態	専用建物　集合住宅　事務所ビル　業務用ビル　その他（　　）				
	立地場所	住宅地　オフィス街　商店街　工業地　駅ビル・駅隣接　その他				

⑫開所時間	通常開所時間	時間外開所時間	備考
平日	:　～　:	:　～　:	
土曜日	:　～　:	:　～　:	
日・祝日	:　～　:	:　～　:	

⑬ 提供する サービス内容	・月極契約　（対象年齢　歳　～　歳） ・定期契約　（　〃　歳　～　歳） ・一時預かり　（　〃　歳　～　歳） ・夜間保育　（　〃　歳　～　歳） ・24時間保育　（　〃　歳　～　歳） ・（　　）（　〃　歳　～　歳）	※1）０歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ※2）サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。
⑭利用料金設定状況	月単位　週単位　日単位　時間単位　日中・夜間別 所得別　その他（　　）　設定なし	

	利用形態／年齢	月極額（月）	定期契約 単位（時間）	一時預かり 単位（時間）	（　　） 単位（　）	その他
⑮ 利用料金	０歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	１歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	２歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	３歳児	円	円	円	円	・日用品・文房具費 円
	４歳児	円	円	円	円	・行事参加費 円
	５歳児	円	円	円	円	・通園送迎費 円
	６歳以上（就学前）	円	円	円	円	（　　） 円
	学童	円	円	円	円	（　　） 円

	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	６歳以上（就学前）	学童	計
⑯定員	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）

※法第６条の３第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、（　）内にはその雇用又は委託する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること。

⑰　届　年月日の前日において育している児童の　数　（令和　年　月　日現在）

在園時間／年齢		０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	６歳以上（就学前）	学童	計
昼　間	午後８時までにお迎え	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
夜　間	午後10時までにお迎え	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
深　夜	午後10時～午前２時までにお迎え	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
宿　泊	午前２時～翌朝にお迎え	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
24時間	24時間お迎えなし	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
計		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）

※（　）内には、一時預かり児童数を再掲すること。

⑱状保険況加入	加　入 ※保険契約書別添 未加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（　　）
		保険事故（内　容）	
		保険金額	
⑲提携医療機関		機関名	
		所在地	
		電話番号	
		提携内容	

⑳ 届出年月日の前日において職務に従事している職員の配置数　（令和　　年　　月　　日現在）

	A 施設長	B 保育従事者（Aを除く）		C その他職員（A，Bを除く）		D合計（A＋B＋C）	
	人 （　　）人	人 （　　）人		人 （　　）人		人 （　　）人	
	※上記（　　）内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。						
資格の有無等	常勤 / 非常勤	常勤 人	非常勤 人	常勤 人	非常勤 人	常勤 人	非常勤 人
	・保育業務への従事	保育士 人	保育士 人	調理員 人	調理員 人		
	従事している	看護師 人	看護師 人	その他 人	その他 人		
	従事していない	准看護師 人	准看護師 人	（　　）	（　　）		
		家庭的保育者 人	家庭的保育者 人				
	・資格（従事している場合に記入）	基準で定める研修修了者 人	基準で定める研修修了者 人				
	保育士						
	看護師						
	准看護師	その他 人	その他 人				
	その他（　　）	（　　）	（　　）				

㉑　⑳のうち、届出年月日の前日において保育に従事している者の配置数及び勤務の体制

ア　有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格あり）

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
（例）保育従事者（保育士）	常勤・非常勤	～8時　10時　12時　14時　16時　18時　20時　22時　24時　2時～	8時間
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤		
常勤換算後の人数 総勤務時間 （　　）時間　÷　8時間　＝　（　　）人		総勤務時間	

＊　当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ　ア以外の職員

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
	常勤・非常勤	～８時　10時　12時　14時　16時　18時　20時　22時　24時　２時～	
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤		

常勤換算後の人数
総勤務時間
（　　）時間　÷　８時間　＝　（　　）人

総勤務時間	

＊　当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

㉒ 嘱　託　医　の　有　無	有　無
㉓ 管理栄養士・栄養士の有無	管理栄養士（　　人）　栄養士（　　人）

㉔　職務に従事している職員の配置予定数（平均的な職員配置）

	A 施設長	B 保育従事者（Aを除く）	C その他職員（A，Bを除く）	D合計（A＋B＋C）
	人 （　　）人	人 （　　）人	人 （　　）人	人 （　　）人
	※上記（　　）内には、1日の勤務延べ時間数を８で除した常勤換算後の人数を記載すること。			
資格の有無等	常勤　非常勤	常勤　人　非常勤　人	常勤　人　非常勤　人	常勤　人　非常勤　人
	・保育業務への従事 従事している 従事していない	保育士　人 看護師　人 准看護師　人	保育士　人 看護師　人 准看護師　人	調理員　人 その他　人 （　　）	調理員　人 その他　人 （　　）
	・資格（従事している場合に記入） 保育士 看護師 准看護師 その他（　　）	家庭的保育者　人 基準で定める研修修了者　人 その他　人 （　　）	家庭的保育者　人 基準で定める研修修了者　人 その他　人 （　　）	

㉕　㉔のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務体制の予定

ア　有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格あり）

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
（例） 保育従事者（保育士）	常勤・非常勤	～８時　10時　12時　14時　16時　18時　20時　22時　24時　２時～	
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤		
常勤換算後の人数 総勤務時間 （　　）時間　÷　８時間　＝　（　　）人		総勤務時間	

＊　当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ　ア以外の職員

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
	常勤・非常勤	～８時　10時　12時　14時　16時　18時　20時　22時　24時　２時～	
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤		
常勤換算後の人数 総勤務時間 （　　）時間　÷　８時間　＝　（　　）人		総勤務時間	

＊　当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

㉖　施設に在籍している保育従事者数 （注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。）	人
（内訳）・保育士	人
・看護師・准看護師	人
・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者	人
・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者	人
・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者	人
・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者 （研修名：　　）	人
・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者	人
［うち、上記の研修以外の研修を修了した者 （研修名：　　）	人］

㉗ 職員の研修等の参加状況	参加（研修名等：　　年　　月　　参加者数　　名） （研修名等：　　年　　月　　参加者数　　名） （研修名等：　　年　　月　　参加者数　　名）	無

＊　㉗については、１日に保育する乳幼児の数が５人以下の施設は必ず記入すること。

㉘ こどもの預かりサービスのマッチングサイトのＵＲＬ	

㉙ 企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無	有　・　無

㉚ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	有　・　無	（有の場合、その命令の内容） 事業停止命令　・　施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 （　　：　　年　　月　　日）

（添付書類）

1　（利用料金の記載に当たり、当様式により難い場合）利用形態別・年齢別料金がわかる書類

2　有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類

3　認可外保育施設指導監督基準第１の２（２）で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類

4　マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類

5　企業主導型保育事業による運営費助成を受ける予定の場合は、通知され次第、企業主導型保育事業運営費助成決定通知書

記載上の注意

【③】
次のうち当てはまるもの１つを○で囲んでください。
･個人…..... 個人が設置するもの。
･株式会社…..... 株式会社が設置するもの。
・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
・ＮＰＯ法人……特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
・その他法人……上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
･任意団体…..... 保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

【④】　設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

【⑦】　管理者名は、施設長等貴施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入してください。

【⑩】　系列施設数は、届出施設を含めた数を記入し、届出施設の所在する都道府県内にある系列施設数を内数として記入してください。

【⑪】○専用設備
　貴施設において当てはまる専用設備全てを○で囲んでください。なお、○で囲んだ専用設備については、室数、面積等を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の区分けなく１室で保育している場合、これらのいずれも○で囲まず、保育室等の欄に面積を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。
･乳児室…..... 乳児（１歳に満たない児童）のための部屋
･ほふく室…..... はいはい（手足を使ってはい進む）するための部屋

○屋外遊戯場（園庭）……園庭。付近の公園等共用の遊び場は含みません。

○建物の形態
　貴施設として利用されている建物の形態について、次のうち当てはまるもの１つを○で囲んでください。
･専用建物…..... 保育専用に使用している一戸建て施設
･集合住宅…..... マンション等の一部を保育に使用している場合
･事務所ビル…..... 事務所が主なビルの一部を保育に使用している場合
･業務用ビル…..... 事務所ビル以外のビルの一部を保育に使用している場合
･その他…..... 上記のいずれにも該当しないもの

○立地場所
　貴施設の立地場所について、次のうちあてはまるもの１つを○で囲んでください。
･住宅地…..... 住宅が主となる場所
･オフィス街…..... 事務所や会社が建ち並んでいる場所
･商店街…..... 商店が建ち並んでいる場所。駅建物内や駅前にある場合は「駅ビル･駅隣接」を○で囲んでください。
･工業地…..... 工場が主となる場所
･駅ビル･駅隣接…..... 駅舎と一体となったビル、駅近隣となる場所（近隣の目安は駅から徒歩５分以内。）
･その他…..... 上記のいずれにも該当しないもの

【⑫】　24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合にその時間を記入してください。

【⑬】　各サービスの定義は以下のとおりであり、貴施設において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（　）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（０歳児については月齢まで）について記入してください。

＜月極契約＞

　入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

＜定期契約＞

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

＜一時預かり＞

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

＜夜間保育＞

午後８時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

＜24時間保育＞

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【⑭】　利用料金の設定として、当てはまるもの全てを○で囲んでください。

【⑮】　利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は利用形態別、年齢別に料金が分かる書類を添付してください。

【⑯】　定員について特に定めがない場合には、貴施設において職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。また、法第６条の３第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、（ ）内にはその雇用又は委託する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲してください。

【⑰】　届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。一時預かりの児童数は（ ）内に再掲してください。「学童」は届出年月日の前日に預かった小学生以上の児童数を記入してください。

【⑱】　保険加入状況については、入所児童に関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【⑲】　提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

【⑳～㉑】

届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を８時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【㉓】　管理栄養士と栄養士のそれぞれの人数を記入してください。０人の場合は、「０」と記入してください。

【㉔～㉕】

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を８時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【㉖】　保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第１の２（２）で定める研修の修了者について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は記入してください。

【㉗】　職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近３回の参加状況について記入してください。
※１日に保育する乳幼児の数が５人以下の施設については必ず記入してください。

【㉘】　こどもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する施設においては、利用するマッチングサイトのＵＲＬを記入してください。ただし、施設自らのウェブサイトを利用して、保護者と施設とが相互に連絡する場合は除きます。

【㉙】　企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無を記入してください。助成を受ける予定の場合は、「企業主導型保育事業運営費助成決定通知書」を後日添付してください。

【㉚】　事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第５項に規定する命令であり、法第59条の２に規定する業務を目的とする施設に対するものに限ります。

（様式１－２：設置届出書）（第５９条の２）

認可外保育施設設置届

令和　年　月　日

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長　　殿
児童相談所設置市市長

住　所
氏　名（又は名称）
代表者

認可外保育施設を設置致しましたので、児童福祉法第 59 条の２の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出致します。

（別紙：法第６条の３第11項の規定による業務を目的とする施設用）（事業者）

令和　　年　　月　　日現在

①事業所の名称							
②事業所の所在地	〒				Tel		
	最寄り駅		線		駅	バス	分
						徒歩	分
③設置主体	株式会社　社会福祉法人　NPO法人　その他法人　任意団体　その他（　　）						
④設置者名							
⑤設置者住所	〒						
	Tel		メールアドレス				
⑥代表者名	（氏名）		（職名）				
⑦管理者名	（氏名）		（職名）				
⑧管理者住所	〒						
	Tel		メールアドレス				
⑨事業開始年月日	年　　月　　日						
⑩系列事業所	有（系列事業所数　　か所〔直営店・ＦＣ〕うち都道府県内　　か所）						無

⑪保育提供可能時間	通常保育提供可能時間	時間外保育提供可能時間	備考
平日	：　～　：	：　～　：	
土曜日	：　～　：	：　～　：	
日・祝日	：　～　：	：　～　：	

⑫提供するサービス内容			
・月極契約	（対象年齢	歳　～　歳）	※1)　０歳児の場合は、月齢まで記入すること。
・定期契約	（　〃	歳　～　歳）	
・一時預かり	（　〃	歳　～　歳）	
・夜間保育	（　〃	歳　～　歳）	※2)　サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。
・24時間保育	（　〃	歳　～　歳）	
・（　　）	（　〃	歳　～　歳）	

⑬利用料金設定状況	
	月単位　週単位　日単位　時間単位　日中夜間別
	所得別　その他（　　）　設定なし

⑭-1 利用料金	利用形態 / 年齢	月極額（月）	定期契約 単位（時間）	一時預かり 単位（時間）	（　　） 単位（　）	その他
	０歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	１歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	２歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	３歳児	円	円	円	円	・交通費 円
	４歳児	円	円	円	円	（　　） 円
	５歳児	円	円	円	円	（　　） 円
	６歳以上（就学前）	円	円	円	円	（　　） 円
	学童	円	円	円	円	（　　） 円

⑭-2 利用料金 単位（時間）		早朝 5時～8時	日中 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～5時
	会員（入会し常態的に利用する者）	円	円	円	円
	非会員（一時的に利用する者）	円	円	円	円

	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	６歳以上（就学前）	学童	計
⑮定　員									

⑯届出年月日の前日において　保育して いる児童　人数　　（令和　　年　　月　　日現在）

保育提供時間 ＼ 年齢	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	６歳以上（就学前）	学童	計
２時間以下									
２時間～４時間以下									
４時間～６時間以下									
６時間～８時間以下									
８時間～									
計									

⑰保険加入状況	加　入 ※保険契約書別添	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（　　）
		保険事故（内　容）	
	未加入	保険金額	
⑱提携医療機関		機関名	
		所在地	
		電話番号	
		提携内容	

⑲ 届出年月日の前日において職務に従事している職員の配置数　（令和　年　月　日現在）

	A 事業所長		B 保育従事者（Aを除く）		C合計（A＋B）	
	人		人		人	
	常勤	非常勤	常勤　人	非常勤　人	常勤　人	非常勤　人
資格の有無等	・保育業務への従事		保育士　人	保育士　人		
	従事している		看護師　人	看護師　人		
	従事していない		准看護師　人	准看護師　人		
			家庭的保育者	家庭的保育者		
	・資格（従事している場合に記入）		人	人		
	保育士		基準で定める研修修了者	基準で定める研修修了者		
	看護師		人	人		
	准看護師		その他（　　）	その他（　　）		
	その他（　　）		人	人		

⑳　職務に従事している職員の配置予定数（平均的な職員配置）

	A 事業所長		B 保育従事者（Aを除く）		C合計（A＋B）	
	人		人		人	
	常勤	非常勤	常勤　人	非常勤　人	常勤　人	非常勤　人
資格の有無等	・保育業務への従事		保育士　人	保育士　人		
	従事している		看護師　人	看護師　人		
	従事していない		准看護師　人	准看護師　人		
			家庭的保育者	家庭的保育者		
	・資格（従事している場合に記入）		人	人		
	保育士		基準で定める研修修了者	基準で定める研修修了者		
	看護師		人	人		
	准看護師		その他（　　）	その他（　　）		
	その他（　　）		人	人		

㉑　事業所に在籍している保育従事者数	人
注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。	
（内訳）・保育士	人
・看護師・准看護師	人
・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者	人
・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者	人
・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者	人
・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者 （研修名：　　）	人
・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者	人
（うち、採用した日から１年を超えていない者	人）
資格取得または研修受講予定日　　年　　月	

㉒ 職員の研修等の参加状況	参加（研修名等：　　年　　月　　参加者数　　名） （研修名等：　　年　　月　　参加者数　　名） （研修名等：　　年　　月　　参加者数　　名）	無

＊　複数の保育に従事する者を雇用・委託しているものの場合、「うち、採用した日から１年を超えていない者」については、認可外保育施設指導監督基準の第１の２⑵イの基準を満たすには、採用後１年以内に研修を修了する必要があることに留意すること。

㉓ こどもの預かりサービスのマッチングサイトへの登録状況	マッチングサイトへの登録　　有　・　無 →登録がある場合、マッチングサイト名およびURL			
	サイト名		URL	
	サイト名		URL	
	サイト名		URL	

㉔ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	有　・　無	（有の場合、その命令の内容） 事業停止命令　・　施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 （　　：　　年　　月　　日）

（添付書類）

1　（利用料金の記載に当たり、当様式により難い場合）利用形態別・年齢別料金がわかる書類

2　有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類

3　認可外保育施設指導監督基準第１の２（２）で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類

4　マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類

記載上の注意

【③】 次のうち当てはまるもの１つを〇で囲んでください。
・株式会社……株式会社が設置するもの。
・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
・ＮＰＯ法人……特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
・その他法人……上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
・任意団体……保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。
・その他…上記以外の場合、具体に記載してください。

【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

【⑦】 管理者名は、事業所長等貴事業所における責任者の氏名及び職名を記入してください。

【⑩】 系列事業所数は、届出事業所を含めた数を記入し、届出事業所の所在する都道府県内にある系列事業所数を内数として記入してください。

【⑪】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。

【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを〇で囲み（該当するものが無い場合は（　）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（０歳児については月齢まで）について記入してください。

＜月極契約＞

利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

＜定期契約＞

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

＜一時預かり＞

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

＜夜間保育＞

午後８時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

＜24時間保育＞

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるもの全てを〇で囲んでください。

【⑭-1】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑭-2】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴事業所において職員配置等を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。

【⑯】 届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。「学童」は届出年月日の前日にあずかった小学生以上の児童数を記入してください。

【⑰】 保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定し、事業所設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【⑱】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

【⑲】 届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【⑳】　職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴事業所における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【㉑】　保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第１の２（２）で定める研修の修了者について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入してください。

【㉒】　職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者）の研修等の直近３回の参加状況について記入してください。個人で事業を実施している場合は当該個人の参加状況を記入してください。

【㉓】　こどもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのＵＲＬを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。

【㉔】　事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第５項に規定する命令であり、法第59条の２に規定する業務を目的とする施設に対するものに限ります。

（様式１－３：設置届出書）（第５９条の２）

認可外保育施設設置届

令和　年　月　日

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長　　殿
児童相談所設置市市長

住　所
氏　名（又は名称）
代表者

認可外保育施設を設置致しましたので、児童福祉法第 59 条の２の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出致します。

（別紙：法第６条の３第11項の規定による業務を目的とする施設用）（個人）

令和　　年　　月　　日現在

①事業所の名称								
②事業所の所在地	〒				Tel	（「ここdeサーチ」へ電話番号掲載希望 □）		
	最寄り駅		線		駅	バス	分	
						徒歩	分	
③設置者名（管理者名）								
④設置者住所	※②事業所の所在地と同様の場合は記載不要 〒							
	Tel		メールアドレス					
⑤事業開始年月日	年　　月　　日							

⑥保育提供可能時間	通常保育提供可能時間	時間外保育提供可能時間	備考
平日	:　～　:	:　～　:	
土曜日	:　～　:	:　～　:	
日・祝日	:　～　:	:　～　:	

⑦提供するサービス内容			
・月極契約	（対象年齢　歳　～　歳）	※1)	０歳児の場合は、月齢まで記入すること。
・定期契約	（　〃　歳　～　歳）		
・一時預かり	（　〃　歳　～　歳）		
・夜間保育	（　〃　歳　～　歳）	※2)	サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。
・24時間保育	（　〃　歳　～　歳）		
・（　　）	（　〃　歳　～　歳）		

⑧-1 利用料金	利用形態 / 年齢	月極額（月）	定期契約 単位（時間）	一時預かり 単位（時間）	（　　） 単位（　）	その他
	０歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	１歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	２歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	３歳児	円	円	円	円	・交通費 円
	４歳児	円	円	円	円	（　　） 円
	５歳児	円	円	円	円	（　　） 円
	６歳以上（就学前）	円	円	円	円	（　　） 円
	学童	円	円	円	円	（　　） 円

⑧-2 利用料金 単位（時間）		早朝 5時～8時	日中 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～5時
	会員（入会し常態的に利用する者）	円	円	円	円
	非会員（一時的に利用する者）	円	円	円	円

⑨届出年月日の前日において保育している児童の人数　（令和　　年　　月　　日現在）

保育提供時間 ＼ 年齢	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	６歳以上（就学前）	学童	計
２時間以下									
２時間～４時間以下									
４時間～６時間以下									
６時間～８時間以下									
８時間～									
計									

⑩保険加入状況	加　入 ※保険契約書別添 未加入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（　　）
		保険事故（内　容）	
		保険金額	
⑪提携医療機関		機関名	
		所在地	
		電話番号	
		提携内容	

⑫　保有する資格等（該当するものにチェックを入れること）

（内訳）☐　保育士
☐　看護師・准看護師
☐　居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者
☐　子育て支援員研修（地域保育コース）修了者
☐　家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者
☐　（公社）全国保育サービス協会　認定ベビーシッター
☐　基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者
（研修名：
☐　保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者　（資格取得または研修受講予定日　　年　　月）

⑬研修等の受講状況（該当するものにチェックを入れ、直近5年間の受講時期を記載すること）		研修名	受講時期	受講無し
		居宅訪問型保育基礎研修	年　月	
		子育て支援員研修（地域保育コース）	年　月	
		家庭的保育基礎研修	年　月	
		（公社）全国保育サービス協会 ベビーシッター養成研修及び現任研修	年　月	
		その他 （　　）	年　月	☐

⑭こどもの預かりサービスのマッチングサイトへの登録状況	マッチングサイトへの登録　　有　・　無 →登録がある場合、マッチングサイト名およびURL			
	サイト名		URL	
	サイト名		URL	
	サイト名		URL	

⑮設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	有　・　無	（有の場合、その　令の内容） 事業停止命令　・　施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 （　　：　年　月　日）

（添付書類）
1　（利用料金の記載に当たり、当様式により難い場合）利用形態別・年齢別料金がわかる書類
2　有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
3　認可外保育施設指導監督基準第1の2(2)で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
4　マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類

記載上の注意

【①】　居宅訪問型保育を行う者の氏名または名称を記入してください。

【②】　居宅訪問型保育を行う者の居住地の住所・電話番号（ご連絡先）を記入してください。
（※個人の場合、「ここdeサーチ」に掲載されるのは市町村名までです。電話番号について「ここdeサーチ」に掲載を希望する場合は✓を入れてください。）

【③】　設置者名（管理者名）を記入してください。①と同一の場合も記載をしてください。

【④】　②事業所の名称と同じ場合は記入不要です。

【⑤】　事業を開始した年月日を記入してください。

【⑥】　24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。

【⑦】　各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（　）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（０歳児については月齢まで）について記入してください。

＜月極契約＞

利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの

＜定期契約＞

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

＜一時預かり＞

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

＜夜間保育＞

午後８時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

＜24時間保育＞

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【⑧-1】　利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑧-2】　利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑨】　届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。「学童」は届出年月日の前日にあずかった小学生以上の児童数を記入してください。

【⑩】　保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定し、事業所設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【⑪】　（提携している場合は）提携医療機関について、具体的な提携内容を記入してください。

【⑫】　保育に従事する職員の資格取得日並びに認可外保育施設指導監督基準第１の２（２）で定める研修の修了年月について記入してください。なお、無資格又は研修未受講の場合は、資格取得又は研修受講の予定月について記入してください。

【⑬】　研修等の直近５年間の参加状況について記入してください。

【⑭】　こどもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのＵＲＬを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。

【⑮】　事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第５項に規定する命令であり、法第59条の２に規定する業務を目的とする施設に対するものに限ります。

（様式２：事前指導）

保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

１　認可外保育施設について

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事（指定都市市長、中核市市長及び児童相談所設置市市長を含む。以下同じ。）が認可している認可保育所以外のものを総称して認可外保育施設と呼んでいます。認可外保育施設の開設に当たっては、以下の事項に留意してください。

２　設置後の届出について

児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から１か月以内に都道府県知事に対する届出が義務付けられています。都道府県が定める設置届出書にご記入のうえ、必ず１ か月以内に届出をしてください。また、事業開始後、届出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届出が必要となりますので、ご留意ください。（児童福祉法第 59 条の２）

なお、上記届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合は過料が課せられる場合があります。（児童福祉法第 62 条の５）

（注）以下のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設となります。ただし、届出対象施設と同様、都道府県等による指導監督の対象となります。

① 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児のみを保育する施設（例:デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。）

② 親族間の預かり合い（ 利用者が四親等内の親族を対象。）

③ 親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり

④ 半年を限度として臨時に設置される施設

⑤ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第 3 項に規定する連携施設を構成する保育機能施設（ 注：幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（上記施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など在園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものは届出の対象となる。）

３　サービス内容の掲示等について

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の掲示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面等（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。） の交付を行わなければなりません。（児童福祉法第 59 条の２の２～４）

（１） サービス内容の掲示（児童福祉法第 59 条の２の２）

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供することが必要です。

（掲示内容）

・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
・建物その他の設備の規模及び構造
・施設の名称及び所在地
・事業を開始した年月日
・開所している時間
・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由
・入所定員
・保育士その他の職員の配置数又はその予定
・設置者及び職員に対する研修の受講状況（ 法第６条の３第９項に規定する業務を目的とする施設、同条第12項に規定する業務を目的とする施設（１日に保育する乳幼児の数が５人以下のものに限る。）及び法第６条の３第11項に規定する業務を目的とする施設に限る。）
・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
・緊急時等における対応方法
・非常災害対策
・虐待の防止のための措置に関する事項
・施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（ 受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

（２） 利用者に対する契約内容等の説明（児童福祉法第 59 条の２の３）

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

（３）契約時の書面等交付（児童福祉法第 59 条の２の４）

利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書面等を交付することが必要です。

（書面等交付内容）

・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
・施設の名称及び所在地
・施設の管理者の氏名
・当該利用者に対し提供するサービスの内容
・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

4　設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」（別添）に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

5　都道府県知事の行う指導監督の趣旨

都道府県知事は、保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

6　法的根拠

認可外保育施設（届出対象外施設を含む。）であっても、児童福祉法に基づき都道府県知事が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第 59 条第１項）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 62 条第２項第６号）

7　具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第 59 条第３項～第５項）

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（ 児童福祉法第 61 条の４）

8　このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

この文書の照会先

・・・・・・・・・・

（様式３：届出指導）

番　　号
日　　付

（施設設置者）　殿

○○○○

保育施設の設置に係る届け出について

貴殿の設置する○○○については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の２第１項に基づき、別紙により当職あて　年　月　日までに設置開設に係る届け出をする必要がありますので通知致します。

なお、　年　月　日までに届け出がなされない場合若しくは届出事項に虚偽があった場合は、過料事件として管轄する裁判所に通知させていただくことをあらかじめ申し添えます。

（参考）児童福祉法

第 59 条の 2 第 1 項

第６条の３第９項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）であって第 34 条の 15 第２項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第１項の認可を受けていないもの（第58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第１項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者は、その事業の開始の日（第58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第 22 条第１項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設にあっては、当該認可の取消しの日）から１月以内に、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一　施設の名称及び所在地
二　設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
三　建物その他の設備の規模及び構造
四　事業を開始した年月日
五　施設の管理者の氏名及び住所
六　その他厚生労働省令で定める事項

第 62 条の５

第 59 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50 万円以下の過料に処する。

この文書の照会先及び届出書の提出先
・・・・・・・・・・・・・

（様式４：過料事件通知書）

番　　号
日　　付

（管轄の裁判所）　宛

○○○○

過料事件通知書

下記の者については、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第５９条の２第１項に違反しており、法第６２条の５に基づき、５０万円以下の過料に処すべきものと思料されるので、関係書類を添えて通知致します。

記

１．施設の名称及び所在地
２．違反者（施設の設置者）氏名及び現住所
３．事件の概要
（例）
・　当該施設は○年○月○日に設置開設が確認され、法第５９条の２に定める届出対象施設に該当していることが判明したため、都道府県知事に対して所要の届け出をするよう指導したが、同条に定める期限までに届け出がされなかった。

４．添付書類
・当該施設に対する届出指導通知の写し
・当該施設に対する立入調査調書（被通知人の弁解内容を含む）
・当該施設の宣伝広告、入園案内等
・当該施設の登記簿謄本の写し
・違反者の住民票の写し
・その他証拠となる書類

（様式５：報告徴収（ただし、法第６条の３第 11 項の規定による業務を目的とする施設を除く。））

番　　号
日　　付

（施設設置者・管理者）　殿

○○○○

運営状況について（照会）

貴殿の設置（管理）する○○○について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条第１項及び第 59 条の２の５の規定に基づき、別紙により当職あて　月　日までご報告ください。

なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第 62 条第２項第６号の規定により、罰則が適用される場合があります。

また、次のような事例が生じた場合についても、速やかにご報告ください。

（１）責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合（死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等）

（２）当該施設に 24 時間、かつ、週のうちおおむね５日程度以上入所している児童がいる場合

おって、児童福祉法の趣旨、仕組み等は参考のとおりですので、ご承知おき願います。

（参考）

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

１　都道府県知事の行う指導監督の趣旨

児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

２　法的根拠

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事の認可を受けていないものについても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第 59 条第１項、第 59 条の２の５）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第 62 条第２項第６号)

３　具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第５９条第３項～第５項）

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 61 条の４）

４ このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

なお、消防部局、衛生部局等においても消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、それに従って改善措置をとる必要があることにも留意して下さい。

この文書の照会先

・・・・・・・・・・

名宛人の記入例

○設置者・管理者が法人である場合

（株） □□□　代表者　△△　△△　殿

○設置者・管理者が個人である場合

◎◎　◎◎　殿

運営状況報告

令和　　年　　月　　日現在

① 施設の名称								
② 施設の所在地	〒					Tel		
	最寄り駅		線		駅	バス	分	
						徒歩	分	
③ 設置主体	個人　株式会社　社会福祉法人　NPO法人　その他法人　任意団体　その他（　）							
④ 設置者名								
⑤ 設置者住所	〒							
	Tel		メールアドレス					
⑥ 代表者名	（氏名）		（職名）					
⑦ 管理者名	（氏名）		（職名）					
⑧ 管理者住所	〒							
	Tel		メールアドレス					
⑨ 事業開始年月日	年　　月　　日							
⑩ 系列施設	有　（系列施設数　　か所〔直営店・ＦＣ〕うち都道府県内　　か所）							無

⑪ 開所時間	通常開所時間	時間外開所時間	備　考
平　日	:　～　:	:　～　:	
土曜日	:　～　:	:　～　:	
日・祝日	:　～　:	:　～　:	

⑫ 提供するサービス内容					
・月極契約	（対象年齢	歳	～	歳）
・定期契約	（　〃	歳	～	歳）
・一時預かり	（　〃	歳	～	歳）
・夜間保育	（　〃	歳	～	歳）
・24時間保育	（　〃	歳	～	歳）
・（　　）	（　〃	歳	～	歳）

※1)　０歳児の場合は、月齢まで記入すること。

※2)　サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。

⑬ 利用料金設定状況	
	月単位　週単位　日単位　時間単位　日中・夜間別 所得別　その他（　　）　設定なし

⑭利用料金	利用形態 / 年齢	月極額（月）	定期契約 単位（時間）	一時預かり 単位（時間）	（　　） 単位（　）	その他
	０歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	１歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	２歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	３歳児	円	円	円	円	・日用品・文房具費 円
	４歳児	円	円	円	円	・行事参加費 円
	５歳児	円	円	円	円	・通園送迎費 円
	６歳以上（就学前）	円	円	円	円	（　　） 円
	学童	円	円	円	円	（　　） 円

	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	６歳以上（就学前）	学童	計
⑮定員	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

※法第６条の３第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、（　）内にはその雇用又は委託する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること。

⑯保育している児童の人数　（令和　　年　　月　　日現在）

在園時間 / 年齢		０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	６歳以上（就学前）	学童	計
昼間	午後８時までにお迎え	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
夜間	午後10時までにお迎え	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
深夜	午後10時～午前２時までにお迎え	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
宿泊	午前２時～翌朝にお迎え	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
24時間	24時間お迎えなし	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
計		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）

※（　　）内には、一時預かり児童数を再掲すること。

年　齢 保育状況		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
⑰ 時間帯別の在籍児童数 （月極め・定期契約・一時預かりを含めた延べ数で記入してください。）	7:00～8:59									
	9:00～16:59									
	17:00～17:59									
	18:00～18:59									
	19:00～19:59									
	20:00～21:59									
	22:00～23:59									
	0:00～6:59									
上記のうち主たる保育時間である11時間について再掲 ：　～　：										

⑱職務に従事している職員の配置数　（令和　年　月　日現在）

	A 施設長	B 保育従事者（Aを除く）		C その他職員（A，Bを除く）		D合計（A＋B＋C）	
	人 （　）人	人 （　）人		人 （　）人		人 （　）人	
	※上記（　）内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。						
	常勤 非常勤	常勤　人	非常勤　人	常勤　人	非常勤　人	常勤　人	非常勤　人
資格の有無等	・保育業務への従事 従事している 従事していない	保育士　人 看護師　人 准看護師　人	保育士　人 看護師　人 准看護師　人	調理員　人 その他　人 （　）	調理員　人 その他　人 （　）		
	・資格（従事している場合に記入） 保育士 看護師 准看護師 その他（　）	家庭的保育者 人 基準で定める研修 修了者　人 その他　人 （　）	家庭的保育者 人 基準で定める研修 修了者　人 その他　人 （　）				

⑲　⑱のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務の体制

ア　有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格あり）

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
（例）保育従事者（保育士）	常勤・非常勤	～８時　10時　12時　14時　16時　18時　20時　22時　24時　２時～ 	８時間
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤	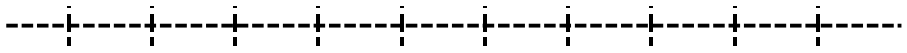	
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤		
常勤換算後の人数 総勤務時間		総勤務時間	
（　　）時間　÷　８時間　＝　（　　）人			

＊　当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ　ア以外の職員

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
	常勤・非常勤	～８時　10時　12時　14時　16時　18時　20時　22時　24時　２時～ 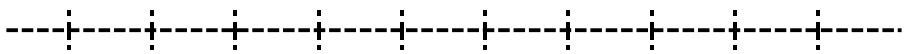	
	常勤・非常勤	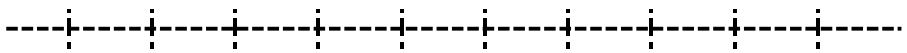	
	常勤・非常勤	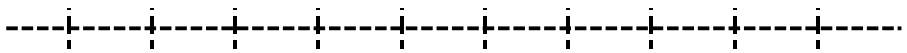	
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤	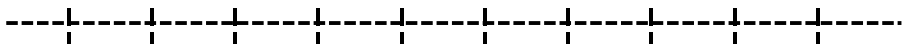	
常勤換算後の人数 総勤務時間		総勤務時間	
（　　）時間　÷　８時間　＝　（　　）人			

＊　当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

⑳ 嘱　託　医　の　有　無	有　無
㉑ 管 理 栄 養 士 ・ 栄 養 士 の 有 無	管理栄養士（　　人）　　栄養士（　　人）

㉒職務に従事している職員の配置予定数（平均的な職員配置）

	A 施設長	B 保育従事者（Aを除く）	C その他職員（A，Bを除く）	D合計（A＋B＋C）
	人 （　　）人	人 （　　）人	人 （　　）人	人 （　　）人
	※上記（　）内には、１日の勤務延べ時間数を８で除した常勤換算後の人数を記載すること。			
	常勤 ／ 非常勤	常勤　人 ／ 非常勤　人	常勤　人 ／ 非常勤　人	常勤　人 ／ 非常勤　人
資格の有無等	・保育業務への従事 従事している 従事していない ・資格（従事している場合に記入） 保育士 看護師 准看護師 その他（　　）	保育士　人 看護師　人 准看護師　人 家庭的保育者　人 基準で定める研修修了者　人 その他　人 （　　）	保育士　人 看護師　人 准看護師　人 家庭的保育者　人 基準で定める研修修了者　人 その他　人 （　　）	調理員　人 その他　人 （　　）	調理員　人 その他　人 （　　）		

㉓　㉒のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務体制の予定

ア　有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格あり）

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
（例） 保育従事者（保育士）	常勤・非常勤	～８時　10時　12時　14時　16時　18時　20時　22時　24時　２時～	８時間
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤		
	常勤・非常勤		

常勤換算後の人数 総勤務時間	総勤務時間	
（　　）時間　÷　８時間　＝　（　　）人		

＊　当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ　ア以外の職員

職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
	常　勤 ・ 非常勤	～８時　10時　12時　14時　16時　18時　20時　22時　24時　２時～	
	常　勤 ・ 非常勤		
	常　勤 ・ 非常勤		
	常　勤 ・ 非常勤		
	常　勤 ・ 非常勤		

常勤換算後の人数
総勤務時間

総勤務時間	

（　　）時間　÷　８時間　＝　（　　）人

＊　当運営状況報告に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

㉔　施設に在籍している保育従事者数　　人

（注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。）

（内訳）
- ・保育士　　人
- ・看護師・准看護師　　人
- ・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者　　人
- ・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者　　人
- ・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者　　人
- ・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者
  （研修名：　　）　　人
- ・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者　　人
  ［うち、上記の研修以外の研修を修了した者
  （研修名：　　）　　人］

㉕保険加入状況	加　入 ※保険契約書別添	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（　　）
		保険事故（内　容）	
	未加入	保険金額	
㉖	提携医療機関	機関名	
		所在地	
		電話番号	
		提携内容	

㉗施設・設備	専用設備	乳児室　ほふく室　保育室または遊戯室　調理室　医務室 児童用便所					
	室　名	保育室等	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室		
	室　数	室	室	室	室		
	面　積	㎡	㎡	㎡	㎡		
	室　名	調理室	医務室	便　所	その他	合　計	
	室　数	室	室	室			
	面　積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	
				便器　個			

㉗ 施設・設備	屋外遊戯場（園庭）	有（　　㎡）	無　→ 無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所		有・無
	建物の構造	鉄骨造　鉄筋コンクリート造　れん瓦造 木　造　その他（　　）		建物の　　階	
	建物の形態	専用建物　集合住宅　事務所ビル　業務用ビル　その他（　　）			
	立地場所	住宅地　オフィス街　商店街　工業地　駅ビル・駅隣接　その他			
㉘ 乳児室の区画		有（ 専用室　フェンス　ベビーベッド　他　　）			無
㉙ 保育室の採光･換気		窓等採光（ 良い　普通　悪い ）・ 窓等換気（ 良い　普通　悪い ）			
㉚ 便所の設備		保育室との仕切（ 有 無 ）・調理室との仕切（ 有 無 ）・専用手洗い（ 有 無 ）			
㉛ 消火用具の設置		有（ 消火器　他：　　）			無
㉜ 玄関以外の非常口		有	無　→ 無の場合の避難器具　有（　　）　無		
㉝ 消防計画		有（ 届出年月日　　年　月　日 ・ 未届 ）			無
㉞ 避難消火訓練		実施（ 実施回数　回／年 ・うち､図上訓練　回／年 ）			未実施
㉟ 保育室が２階にある		転落防止設備　（ 窓柵　階段手すり　テラス手すり ） 耐火構造の建物　（ 鉄筋コンクリート　レンガ　石 ） 階段等設備　（下表の区分ごとに掲げる設備がそれぞれ１つ以上設けられている） 常用：① 屋内階段 ② 屋外階段 避難用：① 屋内避難階段 ② バルコニー ③ 屋外傾斜路等 ④ 屋外階段		適 適 適	不適 不適 不適
㊱ 保育室が３階以上にある		転落防止設備　（ 窓柵　階段手すり　テラス手すり ） 耐火構造の建物　（ 鉄筋コンクリート　レンガ　石 ） 階段等設備　（下表の区分ごとに掲げる設備がそれぞれ１つ以上設けられている。） （下表の設備が保育室等の各部分から30m以下に設けられている。） 常用：① 屋内避難階段 ② 屋外階段 避難用：① 屋内避難階段 ② 屋外傾斜路等 ③ 屋外階段 調理室の防火区画　耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備が設けられている。あるいは ①スプリンクラー設備 ②自動消火設備かつ延焼防止措置 のいずれか１つが設けられている。 保育室の壁・天井が不燃材料仕上げ非 常警報器具または非常警報設備カー テン、敷物、建具等の防炎処理		適 適 適 適 適 適 適 適	不適 不適 不適 不適 不適 不適 不適 不適
㊲ 保育計画の策定		有　（年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標）			無
㊳ 入浴等を必要とする児童の取り扱い		24時間保育で､３日以上継続して在園する児童の入浴、汚れたときなどの対処		有（週　回） 入浴　清拭	無 無
㊴ 外遊び、外気浴の実施		実施　（　毎日　　回／１週間　　）			未実施

㊵ 備えられている遊具等	玩具（　　）　絵本　机　椅子 楽器（　　）　他（　　）	
㊶ 職員の研修等の参加状況	参加（研修名等：　年　月　参加者数　名） （研修名等：　年　月　参加者数　名） （研修名等：　年　月　参加者数　名）	無

＊　㊶については、１日に保育する乳幼児の数が５人以下の施設は必ず記入すること。

㊷ 研修の実施状況	保育従事者の質の向上を図る研修を定期的に実施　（　年　回）		未実施
㊸ 安全管理・事故防止の取組状況	安全管理・事故防止のための研修を定期的に実施している（　年　回）		
	安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している	有	無
	消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている	有	無
㊹ 保護者との連絡状況	献立表の配布	有	無
	施設だよりの配布	有	無
	連絡帳の作成	有	無
	緊急連絡表の作成	有	無
㊺ 保護者及び施設利用希望者の保育室等の見学	実施　　未実施		

㊻ 衛生管理	保育室の清掃方法・回数		哺乳ビンの消毒・保管方法	
	便所の清掃方法・回数		衣類の洗濯・消毒方法	
	調理室の清掃方法・回数		寝具の乾燥・消毒方法	
	食器の消毒・保管方法		玩具類の洗濯・消毒方法	

㊼ 給食	給食の実施	朝食	有（主に施設で調理　主に仕出し弁当　その他） 無（弁当持参　家庭で食事　その他）	特に決めていない
		昼食	有（主に施設で調理　主に仕出し弁当　その他） 無（弁当持参　家庭で食事　その他）	特に決めていない
		夕食	有（主に施設で調理　主に仕出し弁当　その他） 無（弁当持参　家庭で食事　その他）	特に決めていない
	献立表の作成		朝食用　有（　週間献立）　無 昼食用　有（　週間献立）　無	夕食用　有（　週間献立）　無
	乳児食（離乳食）		有（施設で調理　調理済み市販　家から持参　その他）	無
	食品の保存		冷蔵庫　その他（　）	

㊽ 登園時の健康状態観察	有（体温　排便　食事　睡眠　顔ぼう　その他）		無
㊾ 降園時の個別検査	有（服装　外傷　清潔　他　）		無
㊿ 児童の発育チェック	実施（身長測定　体重測定　その他）		未実施
(51) 児童の健康診断	入所時	施設で実施　診断書の提出　母子健康手帳で確認	未実施
	入所後	施設で実施　診断書の提出　母子健康手帳で確認　・　回／年	未実施
(52) ケガや病気の時の措置	保護者への連絡　医療機関への受診　その他（　）		
(53) 職員の健康診断	採用時	実施（施設で実施　診断書の提出　その他　）	未実施
	採用後	実施（施設で実施　診断書の提出　その他　）	未実施
(54) 調理・調乳者の検便	実施（毎月　隔月　回／年）		未実施

㊺ 備えられている医薬品	体温計　水まくら類　外用・消毒薬　絆創膏類　他（　　）		
㊻ 感染症への対応	再登園にあたっての取扱い（かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出 有 未実施 ）		
	歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチ等の共用防止　実施　未実施		
㊼ 乳幼児突然死症候群に対する注意	睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察	実施	未実施
	仰向け寝	実施	未実施
	保育室での禁煙の厳守	実施	未実施

㊽ 安全確保	○安全対策　適　不適		
	各室内に危険物がない、放置物品がない、 暖房器具の固定、燃焼部の覆い、書庫等の転倒防止、棚等からの落下物防止などの安全対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。 （保育室　玄関　非常口　階段　通路　台所　便所　浴室　ベランダ　園庭　門扉）		
	○事故防止　適　不適		
	施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行うなど、児童が危険な場所等へ進入しないような対策が講じられている場合は適、欠けている場合は不適とする。		
	○緊急時の対策　適　不適		
	不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されている場合は適、されていない場合は不適とする。		

㊾ 利用者等への情報提供	サービス内容等の掲示	実施	未実施
	利用者への契約時の書面交付	実施	未実施
	利用予定者への契約内容等の説明	実施	未実施

㊿ 児童票の作成状況	有（ 家庭状況　既往症　健康状況　成長記録　健康診断記録 ）				無
(61) 帳簿の作成、整備状況	職員名簿（履歴書）	有　無	児　童　出　席　表		有　無
	資　格　証　明　書	有　無	施　設　平　面　図		有　無
	職員の雇用又は委託状況がわかる書類（雇用通知書、賃金台帳等）	有　無			
(62) こどもの預かりサービスのマッチングサイトのＵＲＬ					
(63) 企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無	有　・　無				
(64) 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）	有　・　無	（有の場合、その命令の内容） 事業停止命令　・　施設閉鎖命令 その命令を行った都道府県等名及び年月日 （　　：　年　月　日）			

（添付書類）

1　（利用料金の記載に当たり、当様式により難い場合）利用形態別・年齢別料金がわかる書類
2　有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
3　認可外保育施設指導監督基準第１の２（２）で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
4　マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
5　企業主導型保育事業による運営費助成を受ける予定の場合は、通知され次第、企業主導型保育事業運営費助成決定通知書
6　施設平面図、パンフレットなど施設の運営状況を把握する上で参考となる資料

記載上の注意

【③】 次のうち当てはまるもの１つを○で囲んでください。
・個人..... 個人が設置するもの。
・株式会社..... 株式会社が設置するもの。
・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
・ＮＰＯ法人……特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
・その他法人……上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
・任意団体..... 保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。

【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

【⑦】 管理者名は、施設長等貴施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入してください。

【⑩】 系列施設数は、当運営状況報告の対象施設を含めた数を記入し、対象施設の所在する都道府県内にある系列施設数を内数として記入してください。

【⑪】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合にその時間を記入してください。

【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴施設において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（０歳児については月齢まで）について記入してください。

＜月極契約＞

入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

＜定期契約＞

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

＜一時預かり＞

入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

＜夜間保育＞

午後８時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

＜24時間保育＞

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるもの全てを○で囲んでください。

【⑭】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴施設において職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。また、法第６条の３第12項に規定する業務を目的とする施設の場合、（ ）内にはその雇用又は委託する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲してください。

【⑯】 運営状況報告記入日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。一時預かりの児童数は（ ）内に再掲してください。「学童」は運営状況報告記入日に預かった小学生以上の児童数を記入してください。

【⑱～⑲】

運営状況報告記入日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を８時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【㉑】 管理栄養士と栄養士のそれぞれの人数を記入してください。０人の場合は、「０」と記入してください。

【㉒～㉓】

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を８時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

【㉔】 保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第１の２（２）で定める研修の修了者について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は記入してください。

【㉕】 保険加入状況については、入所児童に関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【㉖】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

【㉗】 ○専用設備

貴施設において当てはまる専用設備全てを○で囲んでください。なお、○で囲んだ専用設備については、室数、面積等を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の区分けなく１室で保育している場合、これらのいずれも○で囲まず、保育室等の欄に面積を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。

・乳児室……乳児（１歳に満たない児童）のための部屋
・ほふく室……はいはい（手足を使ってはい進む）するための部屋

○屋外遊戯場（園庭）……園庭。付近の公園等共用の遊び場は含みません。

○建物の形態

貴施設として利用されている建物の形態について、次のうち当てはまるもの１つを○で囲んでください。

・専用建物……保育専用に使用している一戸建て施設
・集合住宅……マンション等の一部を保育に使用している場合
・事務所ビル……事務所が主なビルの一部を保育に使用している場合
・業務用ビル……事務所ビル以外のビルの一部を保育に使用している場合
・その他……上記のいずれにも該当しないもの

○立地場所

貴施設の立地場所について、次のうちあてはまるもの１つを○で囲んでください。

・住宅地……住宅が主となる場所
・オフィス街……事務所や会社が建ち並んでいる場所
・商店街……商店が建ち並んでいる場所。駅建物内や駅前にある場合は「駅ビル・駅隣接」を○で囲んでください。
・工業地……工場が主となる場所
・駅ビル・駅隣接……駅舎と一体となったビル、駅近隣となる場所（近隣の目安は駅から徒歩５分以内。）
・その他……上記のいずれにも該当しないもの

【㊶】 職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近３回の参加状況について記入してください。

※１日に保育する乳幼児の数が５人以下の施設については必ず記入してください。

【㊷】 貴施設における研修の実施状況について、実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（　　）内にその回数を記入してください。２年に１回実施している場合は、「年　0.5　回」と記入してください。

【㊸】 貴施設における安全管理・事故防止の取組について、研修を実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（　　）内にその回数を記入してください。２年に１回実施している場合は、「年　0.5　回」と記入してください。

【㊼】 朝食、昼食、夕食ごとにあてはまるもの１つを○で囲んでください。

・主に施設で調理……主に施設で給食を調理している場合。単なる加熱等のみの場合は含みません。
・主に仕出し弁当……主に施設で弁当等を購入している場合。
・弁当持参……保護者により弁当が用意されている場合。従って、店で購入したものでも保護者が用意したものは含まれます。
・なし……該当する時間帯に開所していない場合。給食がない場合。

【㊿、53】

児童の健康診断、職員の健康診断のうち、「入所後」、「採用後」については、運営状況報告記入日の年度の実施状況で、それぞれあてはまるもの１つを○で囲んでください。

【㊷】　こどもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する施設においては、利用するマッチングサイトのＵＲＬを記入してください。ただし、施設自らのウェブサイトを利用して、保護者と施設とが相互に連絡する場合は除きます。

【㊸】　企業主導型保育事業による運営費助成（予定）の有無を記入してください。助成を受ける予定の場合は、「企業主導型保育事業運営費助成決定通知書」を後日添付してください。

【㊹】　事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第５項に規定する命令であり、法第59条の２に規定する業務を目的とする施設に対するものに限ります。

（様式５－２：報告徴収）

番　　号
日　　付

（施設設置者・管理者）　殿

○○○○

運営状況について（照会）

貴殿の設置（管理）する○○○について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条第１項及び第 59 条の２の５の規定に基づき、別紙により当職あて　月　日までご報告ください。

なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第 62 条第２項第６号の規定により、罰則が適用される場合があります。

また、次のような事例が生じた場合についても、速やかにご報告ください。

（１）責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合（死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等）

（２）当該施設に 24 時間、かつ、週のうちおおむね５日程度以上入所している児童がいる場合

おって、児童福祉法の趣旨、仕組み等は参考のとおりですので、ご承知おき願います。

（参考）

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

１　都道府県知事の行う指導監督の趣旨

児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

２　法的根拠

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事の認可を受けていないものについても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第 59 条第１項、第 59 条の２の５）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第 62 条第２項第６号)

３　具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第５９条第３項～第５項）

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 61 条の４）

４　このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

なお、消防部局、衛生部局等においても消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、それに従って改善措置をとる必要があることにも留意して下さい。

この文書の照会先

・・・・・・・・・・・

名宛人の記入例

○設置者・管理者が法人である場合

（株）　□□□　代表者　△△　△△　殿

○設置者・管理者が個人である場合

◎◎　◎◎　殿

運営状況報告

○法第６条の３第11項の規定による業務を目的とする施設用（事業者）　　令和　　年　　月　　日現在

① 事業所の名称							
② 事業所の所在地	〒				Tel		
	最寄り駅		線		駅	バス	分
						徒歩	分
③ 設置主体	株式会社　社会福祉法人　NPO法人　その他法人　任意団体　その他（　　）						
④ 設置者名							
⑤ 設置者住所	〒						
	Tel		メールアドレス				
⑥ 代表者名	（氏名）		（職名）				
⑦ 管理者名	（氏名）		（職名）				
⑧ 管理者住所	〒						
	Tel		メールアドレス				
⑨ 事業開始年月日	年　　月　　日						
⑩ 系列事業所	有　（系列事業所数　　か所〔直営店・ＦＣ〕うち都道府県内　　か所）						無

⑪ 保育提供可能時間	通常保育提供可能時間	時間外保育提供可能時間	備考
平日	：　～　：	：　～　：	
土曜日	：　～　：	：　～　：	
日・祝日	：　～　：	：　～　：	

⑫ 提供するサービス内容	・月極契約　（対象年齢　歳　～　歳） ・定期契約　（　〃　歳　～　歳） ・一時預かり　（　〃　歳　～　歳） ・夜間保育　（　〃　歳　～　歳） ・24時間保育　（　〃　歳　～　歳） ・（　　）（　〃　歳　～　歳）	※1）　０歳児の場合は、月齢まで記入すること。 ※2）　サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。
⑬ 利用料金設定状況	月単位　週単位　日単位　時間単位　日中夜間別 所得別　その他（　　）　設定なし	

⑭-1 利用料金	利用形態 / 年齢	月極額（月）	定期契約 単位（時間）	一時預かり 単位（時間）	（　　） 単位（　）	その他
	０歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	１歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	２歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	３歳児	円	円	円	円	・交通費 円
	４歳児	円	円	円	円	（　　） 円
	５歳児	円	円	円	円	（　　） 円
	６歳以上（就学前）	円	円	円	円	（　　） 円
	学童	円	円	円	円	

⑭-2 利用料金 単位（時間）		早朝 5時～8時	日中 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～5時
	会員（入会し常態的に利用する者）	円	円	円	円
	非会員（一時的に利用する者）	円	円	円	円

	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	６歳以上（就学前）	学童	計
⑮定　員									

⑯保育している児童の人数　（令和　　年　　月　　日現在）									
年　齢 / 保育提供時間	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	６歳以上（就学前）	学童	計
２時間以下									
２時間～４時間以下									
４時間～６時間以下									
６時間～８時間以下									
８時間～									
計									

年　齢 保育状況		０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	６歳以上 (就学前)	学童	計
⑰ 時間帯別の利用児童数 （月極め・定期契約・一時預かりを含めた延べ数で記入してください。）	7:00～8:59									
	9:00～16:59									
	17:00～17:59									
	18:00～18:59									
	19:00～19:59									
	20:00～21:59									
	22:00～23:59									
	0:00～6:59									
上記のうち主たる保育時間である11時間について再掲 ：　～　：										

⑱職務に従事している職員の配置数　（令和　年　月　日現在）

	A 事業所長		B 保育従事者（Aを除く）		C合計（A＋B）	
	人		人		人	
	常勤	非常勤	常勤　人	非常勤　人	常勤　人	非常勤　人
資格の有無等	・保育業務への従事 従事している 従事していない ・資格（従事している場合に記入） 保育士 看護師 准看護師 その他（　）		保育士　人 看護師　人 准看護師　人 家庭的保育者 人 基準で定める研修修了者 人　人 その他（　） 人	保育士　人 看護師　人 准看護師　人 家庭的保育者 人 基準で定める研修修了者 人　人 その他（　） 人		

⑲職務に従事している職員の配置予定数（平均的な職員配置）

	A 事業所長		B 保育従事者（Aを除く）		C合計（A＋B）	
	人		人		人	
	常勤	非常勤	常勤　人	非常勤　人	常勤　人	非常勤　人
資格の有無等	・保育業務への従事 従事している 従事していない ・資格（従事している場合に記入） 保育士 看護師 准看護師 その他（　）		保育士　人 看護師　人 准看護師　人 家庭的保育者 人 基準で定める研修修了者 人 その他（　） 人	保育士　人 看護師　人 准看護師　人 家庭的保育者 人 基準で定める研修修了者 人 その他（　） 人		

⑳　事業所に在籍している保育従事者数　　人

（注：以下の内訳を記載するにあたって、複数の項目に該当する者（有資格者で研修も修了している、研修を複数修了している等）については、いずれかの項目にのみ計上すること。その際、有資格者については有資格者の欄に計上すること。）

（内訳）・保育士　　人

・看護師・准看護師　　人

・居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者　　人

・子育て支援員研修（地域保育コース）修了者　　人

・家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者　　人

・基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者
（研修名：　　）　　人

・保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者　　人
（うち、採用した日から１年を超えていない者　　人）

無資格または研修未受講の理由（　　）

＊　複数の保育に従事する者を雇用又は委託しているものの場合、「うち、採用した日から１年を超えていない者」については、認可外保育施設指導監督基準の第１の２⑵イの基準を満たすには、採用後１年以内に研修を修了する必要があることに留意すること。

㉑保険加入状況	加　入 ※保険契約書別添	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（　　）
		保険事故（内　容）	
	未加入	保険金額	
㉒ 提携医療機関		機関名	
		所在地	
		電話番号	
		提携内容	

㉓ 保育の計画策定	有　（年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標）	無
㉔ 職員の研修等の参加状況	参加（研修名等：　年　月　参加者数　名） （研修名等：　年　月　参加者数　名） （研修名等：　年　月　参加者数　名）	無

㉕ 研修の実施状況		保育従事者の質の向上を図る研修を定期的に実施 （ 年 回 ）		未実施
㉖ 安全管理・事故防止の取組状況		安全管理・事故防止のための研修を定期的に実施している（ 年 回 ）		
		安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備し、職員に周知している	有	無
		消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている	有	無
㉗ 保護者との連絡状況		連絡帳の作成	有	無
		緊急連絡表の作成	有	無
		その他（ ）	有	無
㉘ 保護者及び利用希望者の事前の面接		実施 未実施		
㉙ 利用開始時の健康状態観察		有 （ 体温 排便 食事 睡眠 顔ぼう その他 ）		無
㉚ 利用開始時の個別検査		有 （ 服装 外傷 清潔 他 ）		無
㉛ 児童の健康診断	利用開始時	診断書の提出 母子健康手帳で確認		未実施
	利用開始後	診断書の提出 母子健康手帳で確認 ・ 回／年		未実施
㉜ ケガや病気の時の措置		保護者への連絡 医療機関への受診 その他（ ）		
㉝ 職員の健康診断	採用時	実施 （ 事業所で実施 診断書の提出 その他 ）		未実施
	採用後	実施 （ 事業所で実施 診断書の提出 その他 ）		未実施
㉞ 検便		実施 （ 毎月 隔月 回／年）		未実施
㉟ 乳幼児突然死症候群に対する注意		睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察	実施	未実施
		仰向け寝	実施	未実施
		禁煙の厳守	実施	未実施

<table>
<tr><td rowspan="3">㊱　　安全確保
(実際に安全対策のために行っている内容を記載すること)</td><td>安全対策</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事故防止</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>緊急対策</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>㊲ 利用者等への情報提供</td><td colspan="2">サービス内容等の掲示</td><td>実施</td><td>未実施</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">利用者への契約時の書面交付</td><td>実施</td><td>未実施</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">利用予定者への契約内容等の説明</td><td>実施</td><td>未実施</td></tr>
<tr><td>㊳ 児童票の作成状況</td><td colspan="3">有（ 家庭状況　既往症　健康状況　成長記録　健康診断記録 ）</td><td>無</td></tr>
<tr><td rowspan="3">㊴ 帳簿の作成、整備状況</td><td colspan="2">職員名簿（履歴書）　有　　無</td><td colspan="2">児童利用状況 表　　有　　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">資 格 証 明 書　　有　　無</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">職員の雇用又は委託等状況がわかる書類　　有　　無
（雇用通知書、賃金台帳等）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">㊵ こどもの預かりサービスのマッチングサイトへの登録状況</td><td colspan="4">マッチングサイトへの登録　　有　・　無
→登録がある場合、マッチングサイト名およびURL</td></tr>
<tr><td>サイト名</td><td></td><td>URL</td><td></td></tr>
<tr><td>サイト名</td><td></td><td>URL</td><td></td></tr>
<tr><td>サイト名</td><td></td><td>URL</td><td></td></tr>
<tr><td>㊶ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）</td><td>有　・　無</td><td colspan="3">（有の場合、その　ｲ　内容）
事業停止命令　　・　　施設閉鎖命令
その命令を行った都道府県等名及び年月日
（　　：　　年　　月　　日）</td></tr>
</table>

（添付書類）

1　（利用料金の記載に当たり、当様式により難い場合）利用形態別・年齢別料金がわかる書類
2　有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
3　認可外保育施設指導監督基準第１の２（２）で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
4　マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
5　パンフレットなど施設の運営状況を把握する上で参考となる資料

記載上の注意

【③】 次のうち当てはまるもの１つを〇で囲んでください。
・株式会社……株式会社が設置するもの。
・社会福祉法人…社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
・ＮＰＯ法人……特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
・その他法人……上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
・任意団体……保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。
・その他……上記以外の場合に記載。

【④】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。

【⑦】 管理者名は、事業所長等貴事業所における責任者の氏名及び職名を記入してください。

【⑩】 系列事業所数は、当運営状況報告の対象事業所を含めた数を記入し、対象事業所の所在する都道府県内にある系列事業所を内数として記入してください。

【⑪】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。

【⑫】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを〇で囲み（該当するものが無い場合は（　）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（０歳児については月齢まで）について記入してください。

＜月極契約＞

利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

＜定期契約＞

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

＜一時預かり＞

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

＜夜間保育＞

午後８時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

＜24時間保育＞

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【⑬】 利用料金の設定として、当てはまるもの全てを〇で囲んでください。

【⑭-1】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑭-2】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑮】 定員について特に定めがない場合には、貴事業所において職員配置等を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

【⑯】 運営状況報告記入日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。「学童」は運営状況報告記入日にあずかった小学生以上の児童数を記入してください。

【⑱】 運営状況報告記入日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

【⑲】　職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴事業所における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員について記入してください。なお事業所長についても実際に従事している場合はこれに含めてください。個人で事業を実施している場合は記入不要です。

【⑳】　保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第１の２（２）で定める研修の修了者について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入ください。

【㉑】　保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定すること。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【㉒】　提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

【㉔】　職務に従事する全ての職員（事業所長、保育従事者）の研修等の直近３回の参加状況について記入してください。個人で事業を実施している場合は当該個人の参加状況を記入してください。

【㉕】　貴事業所における研修の実施状況について、実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（　　）内にその回数を記入してください。２年に１回実施している場合は、「年　0.5　回」と記入してください。個人で事業を実施している場合は参加状況を記入してください

【㉖】　貴事業所における安全管理・事故防止の取組について、研修を実施している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（　　）内にその回数を記入してください。２年に１回実施している場合は、「年　0.5　回」と記入してください。個人で事業を実施している場合は参加状況を記入してください

【㉝】　職員の健康診断のうち「採用後」については、運営状況報告記入日の年度の実施状況で、それぞれあてはまるもの１つを〇で囲んでください。個人で事業を実施する場合は、年１回の健康診断の実施の有無について記入すること。

【㊵】　こどもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのＵＲＬを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。

【㊶】　事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第５項に規定する命令であり、法第59条の２に規定する業務を目的とする施設に対するものに限ります。

（様式５－　３：報告徴収）

番　　号
日　　付

（施設設置者・管理者）　殿

○○○○

運営状況について（照会）

貴殿の設置（管理）する○○○について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条第１項及び第 59 条の２の５の規定に基づき、別紙により当職あて　月　日までご報告ください。

なお、正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第 62 条第２項第６号の規定により、罰則が適用される場合があります。

また、次のような事例が生じた場合についても、速やかにご報告ください。

（１）責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合（死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等）

（２）当該施設に 24 時間、かつ、週のうちおおむね５日程度以上入所している児童がいる場合

おって、児童福祉法の趣旨、仕組み等は参考のとおりですので、ご承知おき願います。

（参考）

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

１　都道府県知事の行う指導監督の趣旨

児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

２　法的根拠

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事の認可を受けていないものについても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第 59 条第１項、第 59 条の２の５）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。(児童福祉法第 62 条第２項第６号)

３　具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第５９条第３項～第５項）

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 61 条の４）

４　このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

なお、消防部局、衛生部局等においても消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、それに従って改善措置をとる必要があることにも留意して下さい。

この文書の照会先

・・・・・・・・・・・

名宛人の記入例

○設置者・管理者が法人である場合

（株）　□□□　代表者　△△　△△　殿

○設置者・管理者が個人である場合

◎◎　◎◎　殿

運営状況報告

○法第６条の３第11項の規定による業務を目的とする施設用（個人）　　令和　　年　　月　　日現在

①事業所の名称							
②事業所の所在地	〒				Tel	（「ここdeサーチ」へ電話番号掲載希望　□）	
	最寄り駅		線		駅	バス	分
						徒歩	分
③設置者名（管理者名）							
④設置者住所	※②事業所の所在地と同様の場合は記載不要 〒						
	Tel		メールアドレス				
⑤事業開始年月日	年　　月　　日						

⑥保育提供可能時間	通常保育提供可能時間	時間外保育提供可能時間	備考
平日	:　～　:	:　～　:	
土曜日	:　～　:	:　～　:	
日・祝日	:　～　:	:　～　:	

⑦提供するサービス内容			
・月極契約	（対象年齢　歳　～　歳）	※1）０歳児の場合は、月齢まで記入すること。	
・定期契約	（　〃　歳　～　歳）		
・一時預かり	（　〃　歳　～　歳）		
・夜間保育	（　〃　歳　～　歳）	※2）サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。	
・24時間保育	（　〃　歳　～　歳）		
・（　　）	（　〃　歳　～　歳）		

⑧利用料金設定状況	
	月単位　週単位　日単位　時間単位　日中夜間別 所得別　その他（　　）　設定なし

⑨-1 利用料金	利用形態 / 年齢	月極額（月）	定期契約 単位（時間）	一時預かり 単位（時間）	（　　） 単位（　）	その他
	０歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	１歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	２歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	３歳児	円	円	円	円	・交通費 円
	４歳児	円	円	円	円	（　　） 円
	５歳児	円	円	円	円	（　　） 円
	６歳以上（就学前）	円	円	円	円	（　　） 円
	学童	円	円	円	円	

⑨-2 利用料金 単位（時間）		早朝 5時～8時	日中 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～5時
	会員（入会し常態的に利用する者）	円	円	円	円
	非会員（一時的に利用する者）	円	円	円	円

⑩保育している児童の人数　　（令和　　年　　月　　日現在）

保育提供時間 / 年齢	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	６歳以上（就学前）	学童	計
２時間以下									
２時間～４時間以下									
４時間～６時間以下									
６時間～８時間以下									
８時間～									
計									

年齢 / 保育状況		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上(就学前)	学童	計
⑪ 時間帯別の利用児童数（月極め・定期契約・一時預かりを含めた延べ数で記入してください。）	7:00～8:59									
	9:00～16:59									
	17:00～17:59									
	18:00～18:59									
	19:00～19:59									
	20:00～21:59									
	22:00～23:59									
	0:00～6:59									
上記のうち主たる保育時間である11時間について再掲 ：　～　：										

⑫　保有する資格等（該当するものにチェックを入れること）

（内訳）☐　保育士
☐　看護師・准看護師
☐　居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者
☐　子育て支援員研修（地域保育コース）修了者
☐　家庭的保育者等研修（基礎研修）修了者
☐　（公社）全国保育サービス協会　認定ベビーシッター
☐　基準で定めるその他の研修（都道府県知事等が同等以上のものとして取り扱うものを含む。）を修了した者
（研修名：
☐　保育士又は看護師・准看護師の資格を有しておらず、かつ上記の研修のいずれも修了していない者（資格取得または研修未受講の理由：
）

⑬ 研修等の受講状況（該当するものにチェックを入れ、直近5年間の受講時期を記載すること）		研修名	受講時期	受講無し
		居宅訪問型保育基礎研修	年　月	
		子育て支援員研修（地域保育コース）	年　月	
		家庭的保育基礎研修	年　月	
		（公社）全国保育サービス協会 ベビーシッター養成研修及び現任研修	年　月	☐
		その他 （　　）	年　月	

⑭ 保険加入状況	加　入 ※保険契約書別添	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（　　）
		保険事故（内　容）	
	未加入	保険金額	
⑮ 提携医療機関		機関名	
		所在地	
		電話番号	
		提携内容	

⑯ 保育計画の策定	有　（年間・月案・週案・デイリープログラム・行事予定・保育目標）	無
⑰ 研修等の参加状況	参加（研修名等：　年　月　） （研修名等：　年　月　） （研修名等：　年　月　）	無

⑱ 安全管理・事故防止の取組状況		安全管理・事故防止のための研修を定期的に受講している（　年　　回　）			
		安全管理・事故防止の手順やマニュアルを整備している。		有	無
		消防署・病院等関係機関との連絡を密にし、緊急の場合には適切な体制がとれるようにしている		有	無
⑲ 保護者との連絡状況		連絡帳の作成	有	無	
		緊急連絡表の作成	有	無	
		その他（　　）	有	無	
⑳ 保護者及び利用希望者の事前の面接		実施　　未実施			
㉑ 利用開始時の健康状態観察		有　（ 体温　　排便　　食事　　睡眠　　顔ぼう　　その他 ）			無
㉒ 利用開始時の個別検査		有　（ 服装　　外傷　　清潔　　他　　）			無
㉓ 児童の健康診断	利用開始時	診断書の提出　　母子健康手帳で確認		未実施	
	利用開始後	診断書の提出　　母子健康手帳で確認　・　　回／年		未実施	
㉔ ケガや病気の時の措置		保護者への連絡　　医療機関への受診　　その他（　　）			
㉕ 保育者の健康診断		受診　（ 直近の受診時期：　　年　　月　）		未受診	
㉖ 検便		実施　（ 毎月　　隔月　　回／年）		未実施	
㉗ 乳幼児突然死症候群に対する注意		睡眠中の乳幼児のきめ細かな観察	実施	未実施	
		仰向け寝	実施	未実施	
		禁煙の厳守	実施	未実施	

<table>
<tr><td rowspan="3">㉘　安全確保
（実際に安全対策のために行っている内容を記載すること）</td><td>安全対策</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事故防止</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>緊急対策</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">㉙ 利用者等への情報提供</td><td colspan="2">サービス内容等の提示</td><td>実施</td><td>未実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用者への契約時の書面交付</td><td>実施</td><td>未実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用予定者への契約内容等の説明</td><td>実施</td><td>未実施</td></tr>
<tr><td>㉚ 児童票の作成状況</td><td colspan="3">有（ 家庭状況　既往症　健康状況　成長記録　健康診断記録 ）</td><td>無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">㉛ 帳簿の作成、整備状況</td><td colspan="2">資 格 証 明 書　　有　　無</td><td colspan="2">児童利用状況表　　有　　無</td></tr>
<tr><td colspan="2">研 修 修 了 書　　有　　無</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">㉜ こども預かりサービスのマッチングサイトへの登録状況</td><td colspan="4">マッチングサイトへの登録　　有　・　無
→登録がある場合、マッチングサイト名およびURL</td></tr>
<tr><td>サイト名</td><td></td><td>URL</td><td></td></tr>
<tr><td>サイト名</td><td></td><td>URL</td><td></td></tr>
<tr><td>サイト名</td><td></td><td>URL</td><td></td></tr>
<tr><td>㉝ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）</td><td>有　・　無</td><td colspan="3">（有の場合、その命令の内容）
事業停止命令　　・　　施設閉鎖命令
その命令を行った都道府県等名及び年月日
（　　：　　年　　月　　日）</td></tr>
</table>

（添付書類）

1　（利用料金の記載に当たり、当様式により難い場合）利用形態別・年齢別料金がわかる書類
2　有資格者（保育士、看護師・准看護師）について、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類
3　認可外保育施設指導監督基準第１の２（２）で定める研修の修了者について、修了証書等の研修修了が確認できる書類
4　マッチングサイトを利用する場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類
5　パンフレットなど施設の運営状況を把握する上で参考となる資料

記載上の注意

【①】　居宅訪問型保育を行う者の氏名を記入してください。

【②】　居宅訪問型保育を行う者の居住地の住所・電話番号（ご連絡先）を記入してください。（※個人の場合、「ここdeサーチ」に掲載されるのは市町村名までです。電話番号について「ここdeサーチ」に掲載を希望する場合は✓を入れてください。）

【③】　設置者名（管理者名）を記入してください。

【④】　②事業所の名称と同じ場合は記入不要です。

【⑤】　事業を開始した年月日を記入してください。

【⑥】　24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。

【⑦】各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを〇で囲み（該当するものが無い場合は（　）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（０歳児については月齢まで）について記入してください。

＜月極契約＞

利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

＜定期契約＞

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

＜一時預かり＞

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

＜夜間保育＞

午後８時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

＜24時間保育＞

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

【⑧】　利用料金の設定として、当てはまるもの全てを〇で囲んでください。

【⑨-1】　利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑨-2】　利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難い場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

【⑩】　運営状況報告記入日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。「学童」は運営状況報告記入日にあずかった小学生以上の児童数を記入してください。

【⑪】　運営状況報告記入日現在の満年齢により、年齢別の平均利用児童数を時間帯別に月極め・定期契約・一時預かり
を含めた延べ数で記入してください。「学童」は小学生以上の児童数の平均利用児童数を記入してください。

⑫・⑬　保育に従事している職員の有資格者数並びに認可外保育施設指導監督基準第１の２（２）で定める研修の修了者について記入してください。無資格または研修未受講の場合はその理由を記載してください。

【⑭】　保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定すること。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

【⑮】　提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

【⑰】　保育者が受講した研修等の直近３回の参加状況について記入してください。

【⑱】　安全管理・事故防止の取組について、研修を受講している場合（都道府県等が実施する研修への参加を含む）は、（　　）内にその回数を記入してください。２年に１回実施している場合は、「年 0.5 回」と記入してください。

【㉕】　年１回の健康診断の実施の有無について記入すること。

【㉜】　こどもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのＵＲＬを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。

【㉝】　事業停止命令又は施設閉鎖命令は、法第59条第５項に規定する命令であり、法第59条の２に規定する業務を目的とする施設に対するものに限ります。

（様式⑥）

教育・保育施設等事故報告書

ver.4
（表面）

基本情報

事故報告回数		施設・事業所名称	
事故報告年月日		施設・事業所所在地	
事故報告自治体 （都道府県・市区町村）		施設・事業所代表者等	
施設・事業所種別		施設・事業所設置者等 （社名・法人名・自治体名等）	
認可・認可外の区分		施設・事業開始年月日 （開設、認可、事業開始等）	

事故に遭ったこどもの情報

こどもの年齢（月齢）		こどもの性別	
施設入所年月日 （入園年月日、事業利用開始年月日等）		所属クラス等	
特記事項 （事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等）			

事故発生時の状況

事故発生年月日				事故発生時間帯				
事故発生場所				事故発生クラス等				
事故発生時のこどもの人数			事故発生時の教育・保育等従事者数			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等		
事故発生時のこどもの人数の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他

事故発生時の状況		
事故の誘因		
事故の転帰		
（死亡の場合）死因		
（負傷の場合）受傷部位		
（負傷の場合）負傷状況		
診断名、病状、病院名	診断名	
	病状	
	病院名	
事故の発生状況 （当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。）		
事故発生後の対応 （報道発表を行う（行った）場合はその予定（実績）。第2報以降で追記。）		

※ 第１報は、本報告書（表面）を記載して報告してください。
※　第１報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。
※　　第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
※　直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図（写真等を含む）を添付してください。
※　　意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。
※　　「（負傷の場合）負傷状況」欄における「骨折（重篤な障害が疑われるもの）」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害（偽関節、著しい運動障害、著しい変形等）が残ることが疑われる場合に選択してください。
※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書

ver.4
（裏面）

ソフト面

事故防止マニュアル		具体的内容			
事故防止に関する研修		実施頻度（回／年）		具体的内容	
職員配置		具体的内容			
その他の要因・分析・特記事項					
改善策【必須】					

ハード面

施設の安全点検		実施頻度（回／年）		具体的内容	
遊具の安全点検		実施頻度（回／年）		具体的内容	
玩具の安全点検		実施頻度（回／年）		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項					
改善策【必須】					

環境面

教育・保育の状況		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

人的面

対象児の動き		具体的内容	
担当職員の動き		具体的内容	
他の職員の動き		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

自治体コメント【必須】

（自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。）

【施設・事業所別の報告先】

① 特定教育・保育施設（幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。）、特定地域保育事業、一時預かり事業（幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）、病児保育事業（幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く）及び認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）

→ こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係（ninkagaihokushisetsushidou@cfa.go.jp）

② 幼稚園、幼稚園型認定こども園

→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係（anzen@mext.go.jp）

→ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課（youji@mext.go.jp ）

③ 特別支援学校幼稚部

→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係（anzen@mext.go.jp）

→ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（toku-sidoui@mext.go.jp）

④ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

→ こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係（seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp）

⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）養育世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業

→ こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係（seiikukankyou.katei@cfa.go.jp）

⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

→ こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係（seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp）

【全施設・事業所共通の報告先】

→ 消費者庁消費者安全課（i.syouhisya.anzen@caa.go.jp）

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。

※ 裏面の記載事項は、大半部分を公表する予定であるため、個人情報（対象児氏名、搬送先病院名等）は記載しないでください。

【プルダウンメニュー一覧】　※ プルダウンメニューが設定されているセルは、以下の選択肢の中から回答してください。

報告事項	選択肢
事故報告回数	1. 第1報　2. 第2報　3. 第3報　4. 第4報以降
事故報告年月日	1. 令和6年～令和20年　　2. 1月～12月　　3. 1日～31日
事故報告自治体 （都道府県のみ）	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
施設・事業所種別	1. 幼保連携型認定こども園　　2. 幼稚園型認定こども園　　3. 保育所型認定こども園 4. 地方裁量型認定こども園　　5. 幼稚園　　6. 認可保育所　　7. 小規模保育事業　　8. 家庭的保育事業 9. 居宅訪問型保育事業　　10. 事業所内保育事業(認可)　　11. 一時預かり事業　　12. 病児保育事業 13. 子育て援助活動支援事業(ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ事業)　　14. 子育て短期支援事業(ｼｮｰﾄｽﾃｲ) 15. 子育て短期支援事業(ﾄﾜｲﾗｲﾄｽﾃｲ)　　16. 子育て世帯訪問支援事業　　17. 児童育成支援拠点事業 18. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)　　19. 企業主導型保育施設　　20. 地方単独保育施設 21. その他の認可外保育施設　　22. 認可外の居宅訪問型保育事業
認可・認可外の区分	1. 認可　2. 認可外　3. その他
施設・事業開始月日	1. 1月～12月　　2. 1日～31日
こどもの年齢	1. 0歳　2. 1歳　3. 2歳　4. 3歳　5. 4歳　6. 5歳　7. 6歳　8. 学童 （学童を除き0か月～11か月も選択）
こどもの性別	1. 男　2. 女
施設入所年月日	1. 平成30年～令和20年　　2. 1月～12月　　3. 1日～31日
所属クラス等	1. 0歳児クラス　2. 1歳児クラス　3. 2歳児クラス　4. 3歳児クラス　5. 4歳児クラス 6. 5歳以上児クラス　7. 異年齢構成　8. 学童
事故発生年月日	1. 令和5年～令和20年　　2. 1月～12月　　3. 1日～31日
事故発生時間帯	1. 朝(始業～午前10時頃)　2. 午前中　3. 昼食時・おやつ時 4. 午睡中　5. 午後　6. 夕方(16時頃～夕食提供前頃)　7. 夜間・早朝（泊り保育）
事故発生場所	1. 施設内(室内)　2. 施設内(室外・園庭等)　3. 施設外(園外保育先・公園等)
事故発生クラス等	1. 0歳児　2. 1歳児　3. 2歳児　4. 3歳児　5. 4歳児　6. 5歳以上児　7. 異年齢構成　8. 学童
事故発生時の状況	1. 屋外活動中　2. 室内活動中　3. 睡眠中(うつぶせ寝)　4. 睡眠中(うつぶせ寝以外) 5. 食事中(おやつ含む)　6. 水遊び・プール活動中　7. 登園・降園中　8. その他
事故の誘因	1. 死亡　2. 遊具等からの転落・落下　3. 自らの転倒・衝突　4. こども同士の衝突 5. 玩具・遊具等施設・設備の安全上の不備　6. 他児からの危害　7. アナフィラキシー 8. 溺水　9. その他
事故の転帰	1. 負傷　2. 死亡
死因	1. 乳幼児突然死症候群(SIDS)　2. 窒息　3. 病死　4. 溺死　5. アナフィラキシーショック 6. その他　7. ー
受傷部位	1. 頭部　2. 顔面(口腔内含む)　3. 体幹(首・胸部・腹部・臀部)　4. 上肢(腕・手・手指) 5. 下肢(足・足指)　6. ー
負傷状況	1. 意識不明　2. 骨折(重篤な障害が疑われるもの)　3. 骨折(重篤な障害が疑われるもの以外) 4. 火傷　5. 創傷(切創・裂創等)　6. 口腔内受傷　7. その他　8. ー
事故防止マニュアル	1. あり　2. なし
事故防止に関する研修	1. 定期的に実施　2. 不定期に実施　3. 未実施
職員配置	1. 基準以上配置　2. 基準配置　3. 基準以下
施設の安全点検	1. 定期的に実施　2. 不定期に実施　3. 未実施　4. ー
遊具の安全点検	1. 定期的に実施　2. 不定期に実施　3. 未実施　4. ー
玩具の安全点検	1. 定期的に実施　2. 不定期に実施　3. 未実施　4. ー
教育・保育の状況	1. 集団活動中・見守りあり　2. 集団活動中・こども達のみ　3. 個人活動中・見守りあり 4. 個人活動中・こどものみ　5. 睡眠(午睡)中　6. 食事(おやつ)中　7. その他
対象児の動き	1. いつもどおりの様子であった　2. いつもより元気がなかった　3. いつもより活発・活動的であった 4. 具合が悪かった(熱発・腹痛・風邪気味等)
担当職員の動き	1. 対象児とマンツーマンの状態（対象児に接していた） 2. 対象児の至近で対象児を見ていた 3. 対象児から離れたところで対象児を見ていた 4. 対象児の動きを見ていなかった
他の職員の動き	1. 担当者・対象児の動きを見ていた(至近距離にいた) 2. 担当者・対象児の動きを見ていなかった　3. ー

（様式７：長期滞在児がいる場合の報告）

長期に滞在している児童について（報告）

令和　年　月　日

都道府県知事
指定都市市長
中 核 市 市 長　　殿
児童相談所設置市市長

住　所
氏 名（又は名称）
代表者

次のとおり、長期に滞在している児童について報告します。

１　児童について
(1)　氏名
(2)　生年月日、年齢
(3)　性別
(4)　住所、電話番号

２　保護者について
(1)　氏名
(2)　続柄
(3)　住所、電話番号
(4)　勤務先等

３　滞在期間、滞在の状況等

４　その他（家庭の状況、家庭からの連絡の状況等）

（様式８）（第５９条の２第２項）

認可外保育施設事業内容等変更届

令和　年　月　日

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長　　殿
児童相談所設置市市長

住　所
氏　名（又は名称）
代表者

認可外保育施設の事業内容等に下記のとおり変更が生じましたので、児童福祉法第59　条の２第２項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

１　施設の名称及び所在地

２　設置年月日

３　変更事項

４　変更内容
（１）変更前
（２）変更後

５　変更事由

６　変更年月日

※添付書類は、施設平面図（新旧）等

（様式９）（第５９条の２第２項）

認可外保育施設［休止・廃止］届出書

令和　年　月　日

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長　　殿
児童相談所設置市市長

住　所
氏　名（又は名称）
代表者

私の設置する認可外保育施設について、下記のとおり［休止・廃止］致しましたので、児童福祉法第 59 条の 2 第 2 項の規定により届け出いたします。
なお、事業を再開した際は、改めて設置届出書を提出いたします。

１　施設の名称及び所在地

２　設置年月日

３　［休止・廃止］年月日

（４　事業再開見込み年月日　）

５　［休止・廃止］理由

（様式１０：改善指導）

番　　号
日　　付

（ 施設設置者）　殿

○○○○

立入調査結果について

貴殿の設置する○○○○の運営状況について、　月　日立入調査を実施したところですが、下記の事項については、児童の福祉の観点から改善を要するものと認められますので、貴殿（貴社、貴団体等） に対し通知します。

なお、改善の状況等について、　月　　日まで、文書で当職までご回答ください。

おって、改善が図られない場合や回答がない場合は、児童福祉法に基づく事業停止命令や施設閉鎖命令等の措置をとる場合があり得ることをあらかじめ申し添えます。

記

改善を要する事項

１　・・・・・・・・・

２　・・・・・・・・・

名宛人の記入例
○設置者が法人である場合
（株） □□□　代表者　△△　△△　殿
○設置者が個人である場合
◎◎　◎◎　殿

（様式１１：改善勧告）

番　　号
日　　付

（ 施設設置者）　殿

○○○○

改　善　勧　告

貴殿の設置する○○○○の運営状況について、　月　日立入調査を実施したところですが、下記の事項については、児童の福祉の観点から改善を要するものと認められますので、貴殿（貴社、貴団体等）に対し、　　月　　日までに改善が図られるよう児童福祉法第 59 条第３項に基づき勧告します。

なお、改善の状況等について、同日まで（それまでに改善を行った場合は速やかに）、文書で当職までご回答ください。

おって、改善が図られない場合や回答がない場合は、児童福祉法に基づき、その旨広報等を通じて公表するとともに、事業停止命令や施設閉鎖命令の措置をとる場合があり得ることをあらかじめ申し添えます。

記

改善すべき事項

１　・・・・・・・・

２　・・・・・・・・

名宛人の記入例
○設置者が法人である場合
（株）　□□□　代表者　△△　△△　殿
○設置者が個人である場合
◎◎　◎◎　殿

（様式１２：弁明の機会の付与）

番　　号
日　　付

（ 施設設置者）　殿

○○○○

貴殿の設置する○○○○については、　月　日付けで改善勧告を発したにもかかわらず改善された事実がありません。

ついては、行政手続法に基づき、貴殿（貴社、貴団体等）に対し、弁明の機会を付与しますので、弁明すべき事項があれば、下記により弁明書を　　月　　日までに当職あて提出されたい。

記

１　予定される不利益処分
　○○の事業停止命令又は施設閉鎖命令
　根拠条文：児童福祉法第 59 条第５項

２　不利益処分の原因となる事実
（１）　・・・・・・・・・
（２）　・・・・・・・・・

３　弁明書の提出先

４　提出期限
　　月　　日まで

名宛人の記入例
○設置者が法人である場合
　（株）□□□　代表者　△△　△△　殿
○設置者が個人である場合
　◎◎　◎◎　殿

（様式１３：事業停止命令又は施設閉鎖命令）

番　　号
日　　付

（ 施設設置者）　殿

○○○○

貴殿（貴社、貴団体等）に対し、貴殿の設置する○○○○について、児童福祉法第 59 条第５項に基づき、（ ・・日間の事業停止）（ ・・・・が改善されるまでの間その事業の停止）（施設の閉鎖）を命ずる。

この命令に違反した場合は、児童福祉法第 61 条の４の規定により、６ 月以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処することとされている。

なお、この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して３月以内に○○○に対して審査請求を行うことができる。

名宛人の記入例
○設置者が法人である場合
（株） □□□　代表者　△△　△△　殿
○設置者が個人である場合
◎◎　◎◎　殿

（様式 14：掲示様式）（第 59 条の２の２）

（ 保育施設名）
○○○○○○

施設の所在地
事業開始年月日
設　　置　　者
管理者（施設長）

提供する保育サービス

◇開所時間

◇定員

◇保育内容・利用料金

※変更があった場合は、当該変更の内容及びその理由も記入すること

◇保育従事者等の配置

※法第６ 条の３ 第９項に規定する業務を目的とする施設、同条第 12 項に規定する業務を目的とする施設（ １日に保育する乳幼児の数が５人以下のものに限る。）及び法第６条の３ 第 11 項に規定する業務を目的とする施設は、設置者及び職員の研修受講状況を記入すること。

◇設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（ 受けたことがある場合には、その命令の内容、その命令を行った都道府県等名及びその命令を行った年月日を含む。）

施設の概要

◇建物の構造

◇主な設備

総延べ面積　　m^2

緊急時等の対応等

◇緊急時等における対応方法

◇提携する医療機関・所在地・提携内容

◇利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

◇非常災害対策

◇虐待の防止のための措置

当施設は児童福祉法第３５条の認可を受けていない保育施設（ 認可外保育施設）として、同法第５９ 条の２ に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先　○○県（○○ 部○○ 課）
（TEL　　）

（ 記載例）

（ 保育施設名）
○○○○○○

施設の所在地　〒○○○－○○○○
　　○○県○○市○○ １－２－３　△ビル
事業開始年月日　　○年○月○日
設　　置　　者　　○○株式会社（代表　○○○○）
管理者（施設長）　○○○○

提供する保育サービス

◇　開所時間
　○月曜日～金曜日　　○：○○　～　○：○○（ 延長時間帯～○： ○○まで）
　○土日・ 祝祭日　　○：○○　～　○：○○（延長時間帯～○ ：○○ まで）

◇　定員
　３０名（０歳児５名　１・２歳児１０名　３歳以上児（就学前まで）１５名）

◇　保育内容・利用料金
　○月極預かり　　＊＊＊円　～　＊ ＊＊円
　○一時預かり　　＊＊＊円　～　＊＊＊円
　○延長保育料金　＊＊＊円　～　＊ ＊＊円
　※利用料金はお子さんの年齢等によって異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。
　※上記料金の他、別途食事代（ ＊＊＊円）、おむつ代（＊＊ ＊円） 等がかかります。

◇　保育従事者等の配置
　○当保育室は、通常、次のような保育従事者を配置しています。
　月曜日～金曜日
　　○：○○　～　○：○○　８名（保育士６名　その他２名）
　　○：○○　～　○：○○　４名（保育士３名　その他１名）（延長時間帯）
　土日・祝祭日
　　○：○○　～　○：○○　８名（保育士６名　その他２名）
　　○：○○　～　○：○○　４名（保育士３名　その他１名）
　○その他調理員１ 名を配置しています。

◇　設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（ 受けたことがある場合には、その命令の内容、その命令を行った都道府県等名及びその命令を行った年月日を含む。）

　無　・　有　（　　）　（　○○県　：○年○月○日）

施設の概要

◇　建物の構造　鉄筋コンクリート造り

◇　主な設備
　・保育室（２階○室）＊＊㎡　　・調理室（２階○室）＊＊㎡
　　（３階○室）＊＊㎡　　・その他　　＊＊㎡
　・乳児室（２階○室）＊＊㎡

総延べ面積　＊＊ｍ²

緊急時等の対応等

◇　緊急時等における対応方法
　「○○保育園緊急時等対応マニュアル」を定めています。

◇　提携する医療機関・所在地・提携内容
　当施設は、△△ △病院と提携しており、お子さまが急に発病した場合や、けがを負った場合にお連れすることとしています。
　また、月極保育のお子さまに対しては、△△△ 病院の医師による年○回の定期健康診断を実施します。
　【医療機関】　△ △△病院
　【所 在 地】　〒○○ ○－○○○ ○　○○県○○市○○　１－10－20

◇利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

保険の種類	
保険事故（内容）	
保険金額	＊＊＊＊ 円

◇非常災害対策
　「○○保育園非常災害時対応マニュアル」を定めています。

◇虐待の防止のための措置
　「○○ 保育園虐待防止マニュアル」を定めています。

当施設は児童福祉法第３５条の認可を受けていない保育施設（ 認可外保育施設）として、同法第５９ 条の２ に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先　○○県（○○ 部○○ 課）
（TEL　　）

（様式 15：交付書面様式）（第 59 条の２の４）

○○○○（施設名）利用に当たって

令和○年○月○日

（契約者名）○○○○ 様

（設置者名）○○○○

当保育施設は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。

◇　保育内容・料金

◇　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

◇　提携する医療機関・所在地・提携内容

◇　その他条件等

※当保育施設の保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先は下記のとおりです。

（担当者氏名）　○○○○　（職名：　　）
（担当者連絡先）　TEL　01-2345-6789
（受付時間　）

施設の概要

○　施設の名称・所在地
○　設置者氏名（名称）・住所（所在地）
○　管理者（施設長）氏名

※当施設は児童福祉法第３５条の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第５９条の２に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

【設置届出先：○○県（○○部○○課）　℡ 01-2222-3333】

（記載例）

○○○○（施設名）利用に当たって

令和○年○月○日

（契約者名）○○○○ 様

（設置者名）○○○○

当保育施設は、以下の内容で保育サービスを提供いたします。

◇ 保育内容・料金

利用児童	○○○○（○○年○月○日生 ○歳○か月）	
利用形態	月極契約	
利用期間	令和○年○月○日～令和○年○月○日	
利用時間	月曜日～金曜日 午前８時～午後５時	
料　　金	入会金	×××円（初回のみ）
	利用料	ひと月×××円
	その他	食事代、おむつ代等は別に定める料金表により、利用に応じて徴収致します。

※詳しい保育内容については、別添の「○○○保育室利用のしおり」のとおりです。

◇ 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当施設では、以下のとおり保険に加入しています。

保険の種　類	
保　険　事　故（内容）	
保　険　金　額	＊＊＊＊円

※詳しくは、別添の「○○保険のしおり」をご覧ください。

◇ 提携する医療機関・所在地・提携内容

当施設は、△△△病院と提携しており、お子さまが急に発病した場合や、けがを負った場合にお連れすることとしています。

また、月極保育のお子さまに対しては、△△△病院の医師による年○回の定期健康診断を実施します。

【医療機関】 △△△病院

【所 在 地】 〒○○○－○○○○ ○○県○○市○○ １－10－20

◇ その他条件等

利用に当たっては、別添の「○○○保育室利用規約」記載事項を遵守してください。

※当保育施設の保育内容等に関する問い合わせ、苦情等の受付先は下記のとおりです。

（担当者氏名） ○○○○ （職名：主任保育士 ）
（担当者連絡先） TEL 01-2345-6789
（受 付 時 間） 午前８時～午後５時

施設の概要

○ 施設の名称・所在地 ○○○保育室
　　○○県○○市○○１－２－３ ＡＢＣビル２階

○ 設置者・住所 ○○○○
　　○○県○○市○○４－５－６

○ 施設長 ○○○○

※当施設は児童福祉法第３５条の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第５９条の２に基づき都道府県への設置届出を義務付けられた施設です。

【設置届出先：○○県（○○部○○課） TEL01-2222-3333】